

# 官報

号外

昭和五十八年二月十八日

## 第九十八回国会 衆議院会議録 第七号

昭和五十八年二月十八日(金曜日)

昭和五十八年二月十八日

正午 本会議

○本日の会議に付した案件

北海道開発審議会委員の選挙

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時八分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○議長(福田一君) 御報告いたすことがありません。

永年在職議員として表彰された元議員野原正勝君は、去る十日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに農林水産委員長社会労働委員長の要職につき、また国務大臣の重任にあたられた従三位勲一等野原正勝君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

北海道開発審議会委員の選挙

○議長(福田一君) 北海道開発審議会委員の選挙を行います。

○保利耕輔君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、北海道開発審議会委員に

川田 正則君 高橋 辰夫君  
北村 義和君 池端 清一君  
及び 斎藤 実君

を指名いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

租税特別措置法につきましては、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、その整理合理化を行う一方、住宅建設、中小企業の設備投資の促進等に資するため所要の措置を講ずることとし、所要の法改正を行うこととしたところであり、以下、その大要を申し上げます。

第一に、企業関係の租税特別措置につきましては、昭和五十一年度以来連年厳しい見直しを行ってきており、その整理合理化をさらに進める余地はかなり限られている状況にあります。昭和五十八年度におきましても、価格変動準備金の廃止年度の繰り上げを行うなど、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うこととしたしております。

また、登録免許税の税率軽減措置につきましても所要の整理合理化を行うこととしたしております。

第二に、住宅取得控除制度につきましては、住宅融資の償還金等に係る控除率を七割から一八割に、その控除限度額を五万円から十五万円に引き上げる等その改善を図ることとしたしております。なお、定額控除は廃止することとしたしております。

第三に、中小企業の設備投資を促進するため、中小企業者等の機械の特別償却制度につきまして、二年限りの措置として、その対象となる機械及び装置の取得価額の合計額のうち、過去五年間の平均投資額を超える部分については、百分の十四の償却割合にかえて百分の三十の償却割合を適用する特別措置を講ずることとしたしております。

第四に、特定の基礎素材産業の構造改善に資するための措置として、特別償却制度、現物出資の場合の課税の特例、欠損金の繰越期間の特例及び合併等に係る登録免許税の課税の特例を設けることとしたしております。

第五に、自動車関係諸税につきましては、揮発油税及び地方道路税について税率の特例措置の適用期限を二年延長するほか、自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、自動車検査証の有効期間が三年とされる自動車に対する税率を設けることとしたしております。

第六に、少額貯蓄等利用者カード制度につきましては、これを三年間適用しない措置を講ずることとし、また、利子配当所得の源泉分離課税の特例措置について、その適用期限を三年延長することとしたしております。

その他、地震防災応急対策用資産の特別償却制度の創設等を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の特定期間免除制度等適用期限の到来する租

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号

税特別措置法について、実情に応じてその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

次に、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

わが国は、現在、一般会計の歳入の三割近くを公債発行に依存し、その発行残高も約百兆円に達するといふきわめて厳しい財政事情のもとにあり、財政の立て直しを図ることは、最も緊要な課題の一つとなっております。

昭和五十八年度の予算編成に当たっては、このような認識のもとに歳出面において経費の徹底した節減合理化に努めるとともに、歳入面においても税外収入等につき極力見直しを行ったところであります。

その一環として、製造たばこの小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引き上げを行うとともに、現下の財政事情等にかんがみ昭和五十八年度及び昭和五十九年度における専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、所要の法改正を行うこととしたところであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、製造たばこの小売定価を改定するため、その最高価格を、紙巻たばこについては十本当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり十円、葉巻たばこについては一本当たり十円、それぞれ引き上げることとしたしております。

第二に、専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、日本専売公社は、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度については、既定の専売納付金のほか、政令で定める日以降売り渡した製造たばこの本数に〇・三四円を乗じて得た額に相当する金額を、専売納付金として、国庫に納付しなければならないこととしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する上田卓三君の質疑

及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。上田卓三君。

〔上田卓三君登壇〕

○上田卓三君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質疑を行うものであります。

今日ほど国民の税に対する関心が高まっているときはありません。各種世論調査によっても、大多数の国民は現在の税制度は不公平であると憤慨をいたしております。税に対する信頼は失われ、不信が渦巻いており、不公正税制を正せば、いまや天の声、地の声、国民の声であります。

しかるに、財政再建案は、たとえば収支のつじつま合わせに税外収入やあへん特別会計までかき集めたりするだけで、何一つ不公正税制を正を求める世論に耳をかそうとしていません。税に対する信頼を回復し、公正公平な税制度を確立することを抜きにして財政再建は不可能であると考えますが、総理は一体どのようにして信頼の回復を図ろうとしているのでありましょうか。

国民のいま一つの願いは、この長期不況からの脱出であります。この不況の第一の原因は、レーガン政権の軍備拡張とそのもとの徹底した緊縮政策であります。第二は、政府・自民党の行草デフレであります。一九七七年以来、実に六年間所

得税の課税最低限を据え置き、サラリーマンの実質増税を図り、実質公共投資の伸び率を低下させるという徹底的な緊縮政策が押し進められたのであります。

しかも、行草デフレに反対することは、あたかも非国民であるかのような世論づくりが図られ、こうした環境のもとで人事院勧告の凍結が強行され、消費不況、中小企業不況は一段と加速され、ことしの景気は底割れの危険性すら生まれておるのであります。

専門家は、世界不況と行草デフレの二つの要因で二〇程度日本経済の成長は抑えられたと分析をいたしております。まさに今回の不況は、レーガンと中曽根行草のもたらした政策不況なのであります。

今日、国民は内需拡大を中心に景気回復を心から求めています。内需拡大は、言うまでもなく大幅な所得増減税と賃金引き上げ、さらに中小零細企業の振興によって可能になるのであります。そのことが貿易摩擦を解消し、世界経済の活性化に寄与する道なのであります。

政府の財政運営は、まさにこうした国民の要求に背を向けたものであります。たとえば「増税なき財政再建」と言いながら、実際には大幅な増税が強行されているのであります。八三年度の国税収入三十四兆一千二百六億円、地方税収入十九兆五千五百六十億円、合計五十三兆六千五百八十八億円、国民一人当たりの税負担額は四十五万九千八百円であり、租税負担率も急テンポで上昇しており、七五年度一・八・四・八〇年度二・九・八三年度予算で二・三・七に達し、増税テンポは戦後最高であります。

この原因は、物価上昇にもかかわらず、一九七七年以来六年間も所得税の課税最低限が据え置かれ、税率の調整が放棄され、所得税などの自動的な増税が進んだことにあります。サラリーマンの所得に対する源泉所得税は、一九七七年の三兆二千八百四十億円に對し、八三年度予算では実に七

兆八千九百億円に、一人当たり十三万四千円から二十三万四千円に、納税人員は二千七百九十八万人から三千六百六十三万人にふくれ上がったのであります。

勤労者からの自然増収という名の実質増税が、六年間で何と四兆六千億円の巨額に達しているものであります。この数字はまさにずっしりとした重税感を与え、勤労大衆の税負担はもはや耐えがたくなったのであります。

ちょうど一年前のいまごろ、野党の減税要求に對して、衆議院議長は、切実な要求と受けとめ、最大限の努力をすると約束されたのであります。こうした議長見解を自民党は受け取ったのであり、当時の自民党の幹事長代行は竹下さん、あなたであつたのであります。大蔵大臣の責任はまさに重大であり、事態は昨年よりもっと深刻であります。八三年度税収増加分の六〇％が所得税の増税によるという異常事態であります。予算審議の山場を迎え、所得増減税について、総理、そうして大蔵大臣、さらに特に税の小委員長でありました山中通産大臣、そうして経済企画庁長官の重大かつ責任感あふれる答弁を期待するものであります。

さて、総理、あなたは行政官庁長官のとき、土光さんと心中する気で増税なき再建を図ると語っていました。ところが、総理になるや否や、新年早々「財政再建」という表現を「財政改革」と言いかえ、大蔵大臣は、予算委員会、直接税と間接税の比率の見直しを真剣に検討する環境は熟している」と語り、増税キャンペーンを重ねております。

ところが、舌の根の乾かぬうちに、土光・中曽根会談では、「増税なき」を約束する始末なのであります。一体、中曽根内閣の真意はどこにあるのでありましょうか。定見のないその日暮らしを国民は激しく批判しているのであります。

政府は、財政再建に不可欠な不公正税制の是正をせず、租税特別措置法、法人税、所得税法の中

に存在する大企業、大資産家の課税所得の優遇には何れも根本的メスを入れていません。

さらに、臨時第三部会による補助金の整理合理化も六項目三十三本、一般会計の三割を占める総額五兆円にも達する補助金を見直しの対象に選びながら、何一つ成果を挙げていないのであります。

取るべきところからは取らず、切るべきものを切らず、しかも防衛費突出では、財政再建はまさに空念仏であります。(拍手)

鈴木総理は「大型間接税は念頭に置かず」と繰り返して公約してまいりました。昨年の臨時答申も「租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」と述べております。財政当局が導入を考えていると伝えられているEC型付加価値税も、大平総理の時代に一般消費税の前提として検討され、多段階課税であり送り状が必要であるとの理由で、小零細企業の多いわが国では事実として導入不可能とされた事情を総理は忘れたわけではないでしょう。

大型間接税導入をせずという前内閣の公約を引き続き厳守することを強く要求するものであります。

さて、現在国民は、確実性の高い、信頼できる財政再建計画を求めています。大蔵省は、三年、五年、七年の財政収支試算を提出しておりますが、これではこの先どうなるか、民間サイドでは一向にわからないのであります。信頼できる財政再建計画は、それ自体一つの景気対策なのであります。一体何年で財政を再建するのか、明快な答弁を期待するものであります。

次に、グリーンカード問題について御質問を申し上げます。

一九八〇年三月に政府みずから提案、成立し、本年一月実施予定のグリーンカード制度を、三年間実施の延期を求めるという法改正は、前代未聞の暴挙であります。

この問題の原点は、国民が額に汗した所得と利子配当との間に課税上の不公平があつてはならない

いというところにあります。そのためわが党は、大資産家優遇の不公平税制として強く批判されてきた利子配当の分離課税制度をやめ、一日も早く総合課税とすべきことを主張し、こうした声に政府・自民党がようやく重い腰を上げたのが法律改正であつたのであります。

ところが、実施を目前にして、架空名義預金などで財産隠しをしていた大資産家や銀行関係者が、一部の政治家をついて何とか新制度を発足前に葬り去ろうと策動し、ついに今回の政府提案に至つたのが事の真相であります。

八〇年三月の大蔵大臣は竹下さん、あなた自身であつたのであります。今回、このつづき提案も同じ竹下大蔵大臣の手によつてなされようとしておるのであります。先日、閣議ではグリーンカード制度を提案した戦犯扱いがあつたと伝えられておりますが、大蔵委員会ではあなた自身、「良心の苛責に苦しむ」と告白したではありませんか。

だとすれば、税の不公平是正の国民世論に公然と逆行する筋違いの主張を撤回することを強く要求するものであります。(拍手)

大蔵大臣は、マル優廃止を予算委員会で示唆したと伝えられておりますが、これは国民生活の事情を無視した発言であります。非課税の個人貯蓄の多くは、生活を切り詰めてまで貯蓄した零細資金なのであります。大臣の軽々な発言に強く抗議するものであります。

さて、政府は緊急財源対策として、たばこ小売定価を五月一日から、一本当たり一円、一箱二十円の大幅値上げを図り、年間二千億円の増収を見込んでおります。これは、今日の財政危機を招いた政府の政治責任を棚上げし、そのしわ寄せを一方的に国民に押しつける増税であつて、断じて許せるものではありません。

しかも、このことは、専売納付金率法定化制度の趣旨や利益積立金の制度を便宜的に変えることであり、専売事業の根幹を揺るがすものであります。外国たばこの市場開放要請にさらされている

日本のたばこ産業の将来を不安に陥れるものなのであります。

総理自身はたばこをお吸いにならないようですが、好むと好まざるにかかわらず大多数の国民にとって生活必需品の存在であります。喫煙人口三千万人と言われ、切り詰められた生活を強いられる国民にとつて、公共料金であるたばこ値上げが家計に与える影響は大きく、低所得者ほど負担の大きいことから見ても、賛成することはできないのであります。この世知辛い世の中、せめてたばこぐらいゆつくりと一服できるよう、大幅値上げによる増税の撤回を求めるものであります。

(拍手)

税に対する国民の強い関心は、税の使い道に対する厳しいチェックを求める声なのであります。防衛費聖域、不沈空母発言、さらにまた、武器輸出禁止を求める国会決議の公然たるじゅうりん、こうした軍事大国化への道は、軍縮と防衛費削減を求める国民世論への公然たる挑戦であります。

今日では、米ソ両大国といえども、腹の底では軍事費負担に窮り切つてゐるのであります。戦後、日本経済の復興と発展を保障した根本は、平和憲法下、防衛力を極力抑制したことであり、そのことによつて、アジア諸国民との共存を図つたことであります。この意味で、政府予算に占める毎年度の防衛費を国民総生産の二％以内に抑えるという歴代内閣の約束を、「財政や諸般の事情の変化」や「保険料」と称してほごにしようとする総理の責任は、いまはやりの表現を用いるならば、まことに重かつた大なるのであります。

以上、今回提案されました法案にかかわる質問をいたしました。その全般にわたり誠意ある御答弁を期待いたします。私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○内閣総理大臣中曾根康弘君登壇  
上田議員の御質問にお答えいたします。

まず第一は、不公平税制への不満の問題でございます。

税負担の公平は、税制を維持する一番大事な信頼関係という点におきまして、不可欠の前提であると考えます。

租税特別措置につきましては、昭和五十一年度以来、その主要な項目のほとんどについて改善措置を講じてきておりますけれども、今後ともさらに負担公平を図るという観点から、社会経済情勢の変化に対応して、必要な見直しを行つてまいりたいと思ひます。

なお、今回の財政措置につきましては、つじつま合わせではないかという御質問でございますが、昭和五十八年度予算につきましては、すべての歳出について、聖域を設けることなく最大限の歳出削減を行つてきたつもりでございます。特に、五十六年度の決算不足の後始末という臨時支出があるという事情にもかんがみまして、税外収入について特段の措置を講じた次第なのでございます。

今後とも、歳入歳入構造の合理化、適正化に努力をしてまいりたいと思ひます。

次に、防衛費の問題でございますが、わが国の防衛力整備につきましては「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準にできるだけ早く到達できるよう極力努力していくこととてあります。

GNPとの問題につきましては、今後のGNPの推移及び防衛費の動向等に不確定的な要素がございますので、見通しを申し上げることはむづかしいと思ひますが、とにかく防衛費のGNP一％に関する昭和五十一年の閣議決定は、現在のところ変更する必要はないと考えております。

所得税減税実施について御質問がございました。昭和五十三年以来課税最低限据置きというところでございますが、所得税減税を求むる声が非常に強いことは私もよく承知しております。できることなら御期待にこたえたいと思つて模索しておる状況でございます。

昭和五十八年度におきましては、歳入削減に努

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する上田卓三君の質疑

め、一方租税特別措置の整理合理化等も推進いたしました。税収による歳出のカバー率は六四・一％でございます。かなり低い水準にまだございます。

また、個人所得に対する所得税負担の割合は昭和五十六年度四・九％となっております。国際的に見ますと、まだ低い水準にございます。

以上のような点を踏まえまして、昭和五十八年度におきましては、税制調査会の答申においても、所得税減税を見送ることはやむを得ない措置とされたところでございます。しかし、税調答申にもありますように、昭和五十九年度以降できるだけ早期に税制全体の見直しを行う中で、課税最低限や税率構造等について抜本的な検討を行うことが必要であると考えております。現在、与野党におきまして、この所得税減税の問題については話し合いを行っておりますので、その推移を見守っております。

次に、大型間接税導入について御質問がございましたが、大型間接税の導入については、何ら具体的な検討も行っておりませんし、指示もしておりません。「増税なき財政再建」というこの行革の理念はあくまで堅持してまいります。つまり、安易に増税を念頭に置くことなく行財政の守備範囲を見直すという見地から、まず歳出の見直しを徹底して行うというところであります。

そうして、この財政再建を、じゃ何年度ぐらいをめどに行うつもりかという御質問でございますが、歳出歳入構造全体を見直し、もって特例公債依存体質からの脱却、できるだけ早く脱却をするというところと、さらに公債依存度の引き下げに努めるというのがわれわれの目標でございます。

どの程度かかるかという点につきましては、これは経済の将来の展望あるいは経済情勢等を勘案して、今後検討するべき問題でございます。大体一応の目算として考えておりますのは、ここ数年はかかる、五年以上、十年ぐらいの間、それぐらいは頭に置かなければならないのではないであ

ろうかというのが現在の情勢でございます。

グリーンカードの問題につきましては、昭和五十五年の第九十一回国会において政府提案をして、成立させていたものでございますが、その後、この制度をめぐりましてさまざまな議論が展開され、昨年八月には多数の議員の御賛同のもとに、この五年延期法が議員提案として提出されました。

この法案は、昨年の十二月二十五日に廃案となりましたが、現状におきましては、事務関係から見ましても円滑にこれを実施できる状況にはないと考えて、税制調査会にお諮りをして、この際、政府提案により、グリーンカード制を三年間凍結することとした次第でございます。

これによって、適正公平な利子配当課税の実現という政府の基本方針は、いささかも変わるものではございません。今後早い機会に国会での御議論等も踏まえ、税制調査会に検討していただくことにいたしたいと考えております。

〔拍手〕

残余の御質問は、担当大臣から答弁していただきます。

○国務大臣(竹下登君) 大筋は総理からのお答えにございましたが、昨年三月六日、幹事長・書記長会談が開かれまして、自由民主党を代表して参加いたしましたのは私であります。その議論を踏まえて、政調・政審会長会議等に基づいて議長見解が述べられ、そして小委員会それぞれ検討がなされた、そういう推移は私もよく承知しております。したがって、その精神は生きておると考えております。

しかし、政府としては、現下の財政事情から見まして、税制調査会の答申にも述べられているように、昭和五十八年度においては所得減税は見送らざるを得ない、この問題はやはり昭和五十九年度以降、税制全体の見直しの中で抜本的に検討したいということを今日まで申し上げてきたところであります。

しかし、この問題につきましては、現在、国会の場では与野党間で協議が行われているという方向にあると聞かされております。政府といたしましては、それだけに現段階でとかくのコメントを申し上げる立場はむしろ差し控えるべきものであると考えますが、国会の場では与野党間の合意が得られるならば、これを尊重するという政府の姿勢というものは、今日もなお変わっておりません。

それから次は、いわゆる「増税なき財政再建」という問題。

総理からお答えがございましたように、まさにこの「増税なき財政再建」というものは、行財政改革の理念としてこれは堅持すべきものである、このように考えております。したがって、EC型付加価値税でございますとか、あるいはかつてのいわゆる一般消費税(仮称)というものが提案されましたところの経緯等についての御意見がございましたが、これは私も存じておるところでございます。

総理からもお答えがございましたように、いわゆる大型間接税の導入については、具体的に検討していることもございませんし、また指示をしておるものでもございません。ただ、私が予算委員会等で発言いたしましたのは、権威ある税制調査会という場がございます。その中にあって、特定の税目についてはこれを除外すべきであるというようなことは、権威あるこの調査会等に対して申し上げる立場にないという意味で申し上げてきたわけでありまして。

次が、グリーンカード問題でございます。

これは、御指摘のとおり、このグリーンカード制度を提出いたしましたときの大蔵大臣は私でありました。そうして、いまもお答えがございましたように、本制度をめぐってさまざまな議論が行われました。郵貯あるいは金、ゼロクーポン、あるいはそうしたもののシフト問題等、グリーンカード制度の責めに帰することが必ずしも適切でないと思われるものではありまして、制度と

関連づけて議論された事象が見受けられたことは事実であります。したがって、この関係者による理解と協力や制度への信頼があつてこそ初めて円滑に運営されるものでありますだけに、現状においては、法的安定性等の観点から、この制度を一定期間凍結せざるを得ない、こういう考え方に立ってわけでございます。

この問題につきましては、当時提案者であった私が、凍結法案を出すことに対する責任というふうなもの、感ずれば感ずるほど、そういう責任は法案を御審議いただく中において明らかにすべきものであると考えておるわけであります。

それから次は、いわゆるマル優制度の示唆の問題でございます。

この問題につきましては、グリーンカード制度の三年間凍結を前提としておりますが、その後の利子配当課税制度のあり方につきましては、当国会での御議論を踏まえまして、その上で改めて税制調査会で検討していただきたい、そのように考えておりますので、その税制調査会の中においても、たとえばマル優というふうなものは審議の外に置いてくださいと、わざわざ手かせ足かせをかけるべきものではないという、一般論において申し上げたわけでございまして、現在マル優制度の廃止等の問題が私どもの念頭にあるわけではございません。

それから次が、専売に関する問題でございます。

今回の専売納付金の特例措置は、将来における公社の損益状況を十分勘案しながら、五十八年度及び五十九年度に限り、定価改定による増収分のうち、公社に帰属すべき分を専売納付金として国に納付することとしたものでございまして、専売事業の経営に支障のないよう配慮をいたしておるところであります。

それから、たばこの定価改定は、内外製品とも原則として一本当たり一円の定価改定となるよう措置しております。この定価改定による内外製

品間の競争条件が変化するというようなことはな  
いように配慮してあります。

また、公共料金であるたばこ値上げは、低所得  
者層ほど負担の大きい逆進税であって、「増税  
なき財政再建」に逆行するのではないかと、こうい  
う御指摘でございます。

今回の定価改定は、前回定価改定時からの物価  
等の変動とか、財政専売物資としての性格とか等  
を十分勘案しながら、たばこに対する負担の適正  
化を図ろうとするものでございまして、いわゆる  
「増税なき財政再建」の趣旨に反しておるというよ  
うには考えておりません。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣山中貞則君登壇〕

○国務大臣(山中貞則君) 質問は御自由だし、ま  
た、議長から呼ばれた以上、当然質問者に答えなけ  
ればならないのですが、私は通産大臣でございま  
して、したがって、所得税減税問題を直接に申し  
上げるということは大變職務上は越権行為でござ  
いますから、通産行政から見た考え方を申し述べ  
て答弁にさせていただきます。

たとえば、やはり国民の消費支出ということ  
は、絶えず景気の動向に対して敏感に反映いたし  
ますので、百貨店売上高の低迷等も先行きの消費  
支出全体の動向を示す一つの指標になるわけであ  
ります。最近、非常に中小企業を中心に、ある  
いは構造不況業種等も含めて景気低迷感、暗い  
という感じ、先行きに明るさが見えないという感  
じ等がしておりますので、どうしてもこの点につ  
いては、やはり個人消費支出に最も刺激を与える  
もの、もちろん所得税の減税である。したがって、  
私としては、与野党のお話し合いの中でその  
方向が生み出されるならば、通産行政にもきわめ  
ていい影響を与えるであろうということを答弁さ  
せていただきます。(拍手)

〔国務大臣堀崎清君登壇〕

○国務大臣(堀崎清君) 私、経済企画庁長官と  
して、上田議員にお答え申し上げたいと思いま

す。  
まず第一は、所得税減税と経済効果との関係で  
ございます。

確かに所得税減税は、消費及び貯蓄の増加をも  
たらして、経済にいい影響をもたらすことは当然  
でございます。しかし、それがかわり財源いかに  
によつては、たとえば消費の増加を抑制したり、  
あるいは貯蓄の増加を相殺したり、このような効  
果がございしますので、一概にはその経済効果はか  
わり財源との関係で申すことはむずかしいと思  
うのでございます。

第二は、大型間接税の問題でございます。

これは、たゞいま大蔵大臣も御答弁がございま  
したが、まだ決定をしたわけでもございませ  
ん、検討ということにも入っていないようござ  
います。検討が始まりますれば、経済企画庁とい  
たしまして、大型間接税の持つ効果、消費価格の  
騰貴とかあるいは消費抑制とかそういう現象と  
現在の経済との関係、さらにまた経済回復が最も  
重要な今日、どのような効果をもたらすか、慎重  
な検討をしたいと考えているところでございま  
す。(拍手)

○議長(堀田一君) 鳥居一雄君。

〔鳥居一雄君登壇〕

○鳥居一雄君 私、公明党・国民会議を代表し  
て、たゞいま議題となりました租税特別措置法の  
一部を改正する法律案並びに製造たばこ定額法及  
び日本専売公社法の一部を改正する法律案につ  
きまして、総理並びに大蔵大臣に対し、若干の質問  
を行うものであります。

まず、所得税減税について伺います。  
所得税減税は、いまさら申すまでもなく、税負  
担の不公平は正、個人消費の喚起、生活防衛な  
ど、切迫した国民的要求であります。

〔議長退席、副議長着席〕

所得税減税の必要性については、昭和五十七年度  
予算の修正にかかわる所得税減税の衆議院議長見

解においても、さらに本院の減税小委員会の報告  
でも明らかのように、与野党が一致して認めたも  
のであります。

政府は、こうした状況を熟知しながら、六年間  
連続して所得税の課税最低限の引き上げを見送  
り、国民に多大な実質増税を強いてきたのであり  
ます。この減税見送りに見られる政府の姿勢は国  
民生活無視と断言せざるを得ません。

総理は、就任以来繰り返して「増税なき財政再建」  
の堅持を公約されております。総理、六年間に及  
ぶ所得税の実質増税は、この六年間で一般会計の  
税収の伸びが八・三％、これに比しまして所得  
税収の伸びが実に一〇・九・九％であります。中  
でも、サラリーマンの税金を中心とする源泉分の伸  
びは一・七・三％に止つております。この伸び率  
は、法人税の七・〇・六％、酒税の六・七・五％、物  
品税の六・二・六％など、主な税目の伸び率から見  
ても群を抜いて高いものであります。しかも、こ  
の六年間に所得税を除く他の税目はそれぞれ税率  
の大幅な引き上げによる増税が行われてまいりま  
したとあわせると、所得税増税の大きさが一段  
と鮮明になるのであります。

総理、「増税なき財政再建」とは所得税の実質増  
税を放置することなのであるまいしょうか。「増税  
なき財政再建」と所得税の実質増税に対する明快  
な所信をお示し願いたいと思ひます。

次に、総理は、われわれの所得税減税の要求に  
対しまして、財源問題を取り上げ、特に政府税調  
答申による五十九年度以降税制全体の見直しの中  
で根本的に検討するという項目を好んで強調し、  
答弁されてきております。この答弁は、所得税減  
税は行財政改革や不公平税制の是正によるもので  
はなく、間接税の増税と抱き合わせでなければな  
らない、こういう総理の御決意なのであるまいし  
ょうか、しかと答弁を願ひたいと思ひます。

また、総理は、税の直間比率の見直しについて  
は、国民の合意と選択に任せる問題であるとの見  
解を示されておりますが、具体的にどのような

形で国民に選択を求められるのでありましょ  
うか。たとえば国政選挙あるいは税調答申、概案の  
提示など、その方法は数多くありますが、総理の  
お考えをお示し願ひたいと思ひます。

次に、政府は、五十八年度の実質経済成長率  
三・四％のうち二・一％は個人消費の伸びによる  
ものとしております。しかし、五十八年度予算な  
ど個人消費を支える対策は、五十七年度における  
国家公務員の人勧凍結を初め、恩給、年金、各種  
手当の賃金・物価スライドの停止、地方公務員の  
給与凍結などマイナス要因がメジロ押しでありま  
す。加えて、所得税減税の見送りによる実質増税  
は一兆三百六十億円にも上ることから、可処分所  
得の伸びを鈍らせ、個人消費に決定的なダメージ  
を与えることは必至であります。

総理、景気対策の上からも所得税減税の実施は  
不可欠なものであります。また、新聞報道では、  
総理が所得税減税の五十八年度実施を決定された  
としております。この際、総理に英断を求めます  
が、誠意ある御回答をお示し願ひたいと思ひま  
す。

続いて、中小企業に対する投資減税について何  
いいます。  
中小企業に対する投資減税については、政府で  
も五十八年度に措置されており、われわれも評価  
を惜しむものではありません。しかし、残念なが  
ら、その減税額は初年度において二百二十億円に  
すぎず、冷え切った中小企業の設備投資を喚起す  
るには余りにも力不足であります。

ただ、やみに光明のたとえもあるように、予算  
委員会における通産大臣の答弁では、二百二十億  
円のミニ減税でも、実質経済成長率を〇・〇四％  
以上は間違いなく押し上げるとのことでありま  
す。この政府試算からすると、投資減税の拡充は  
経済成長の押し上げ要因として十分に期待でき  
るものであると思ひます。

政府案のように機械装置などに限定したもので  
はなく、最近の機械装置の技術革新は目覚まし

昭和五十八年二月十八日 衆議院会議録第七号

く、数年でその機能が低下するため、企業によつてはリースで設備投資をする場合もふえてくることなどから、せめて減税額で通産省の要求の半分程度までは投資減税の対象を拡充することを要求いたします。大蔵大臣の御答弁を願います。次に、グリーンカード制度の延期について伺います。

政府は、利子配当所得の総合課税化を図り、不公平税制の是正の観点から、みずからが提案したグリーンカード制度を三年間延期しようとしたしております。竹下大蔵大臣は、この制度導入が決定いたしました当時も大蔵大臣でありました。この不見議とも見える責任を問われると、こうした方法も責任のとり方の一つである、こう弁明されておりますが、税の公平化を願う国民から見ると、とうてい納得できるものではありません。また、今回の措置は、グリーンカード制度が実施され、弊害が明らかになった結果の政策変更ではなく、一部資産者階級の強引な反対運動と政治圧力によるものであるだけに、国民の税に対する不公平感や不信感を増進させることは必至であります。同時に、こうした不公平税制を温存させながら、所得税減税見送りや財政再建への協力を求められても、国民は応ずるわけにはまいりません。

大蔵大臣、大臣が政治への不信感や税の不公平感を取り除く意思があるのであります。利子配当所得に対する課税の公平化の手段と方策、これをこの場で明確にさせていただきたいのであります。続いて、大型間接税の導入問題について伺います。

総理は、わが党の竹入委員長の質問に対して、五十四年の十二月二十一日に全会一致で採択された国会決議を勘案され、いわゆる一般消費税は導入しないと明言されております。しかし、一方におきまして、さきに述べたように、税の直間比率の見直しについては積極的で、国民の選択を問うとも言われております。大蔵大臣は、一般消費税

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する鳥居一雄君の質疑

という名称さえ使わなければ、税の性格が全く同じである付加価値税の導入は認められると曲解をしようとするのであります。

総理、財政再建に関する決議では、財政再建は、行政改革による経費の節減、歳出の節減、合理化、税負担公平の確保、既存税制の見直し等によつて推進することも決議しております。したがつて、私は、大型間接税の導入は国会決議を無視するものと言わざるを得ません。財政再建に関する決議と大型間接税の導入の関係についてどのようにお考えになられておられるのか、明確にしたいのであります。

また、大型間接税の導入は、いかなる名称を用いるとも、物価上昇、負担の不公平、中小零細企業の経営苦、景気停滞など、国民生活に弊害をもたらすことは必至であります。われわれは、大型間接税の導入には強く反対することを申し添えておきます。

次に、たばこの値上げについて伺います。今回のたばこ値上げについては大いに疑問を抱いております。その理由は、たばこ専売は、臨調から特殊会社や民営化への答申がなされていること、相変わらず貿易摩擦の原因であること、専売公社の経営は赤字であることなどが理由であります。

つまり、政府は、国民が望む専売公社の将来展望については、具体策を示さず、単に財源あきりのみ先行させているのであります。臨調答申に基づき専売公社の改革に関する法律案は、今国会に一体提案されるのでありましようか。また、今国会が無理とすれば、いつごろをめどに作業をされているのか、明確にお示しをいただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質疑を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕  
○内閣総理大臣中曾根康弘君 鳥居議員にお答えをいたします。

まず、所得税等の問題でございます。

昭和五十三年以来、課税最低限の据え置き等によりまして所得税負担が上昇しているとしておりまして、各方面に減税の御要望が強いことは、先ほど申し上げたのとおりよく熟知しているところでございます。

しかしながら、五十八年度の予算編成に当たりまして税調の御答申もいただきました。五十八年度は無理だ、そういう税調の御答申もあり、また予算全体における税のカーブ率等を見ましても、先ほど御答弁申し上げましたように六四〇程度、あるいは個人所得における所得税の負担割合等を見ましても四・九〇程度でございます。国際的にはかなり下の水準にございます。

そういうようなところも踏まえまして、五十九年度以降できるだけ早期に、税制全体の見直しを行う中で、課税最低限や税率構造について抜本的な検討を行う、こういう税調の御答申の線に沿つてわれわれは処置していきたいと考えております。

「増税なき」という意味でございますけれども、「増税なき」という意味は、臨調答申で、全体としての税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、こういう意味で書かれておるのでございます。このような観点から見まして、所得税減税の見送りによりまして実質的な税負担が上昇しているということが直ちに増税なき財政再建の理念に反するものとは考えておりません。

また、税制調査会の答申におきまして、五十九年度以降できるだけ早急に全面的な見直しを行う、こう書いておりますが、これは税制全体の見直しと政府は受けとめておりまして、特定の検討の方角を示唆したものではありません。

さらに、国会において繰り返して申し上げておりますように、現在、政府は直間比率の見直しを具体的に検討しております。指示もしておりません。

一一一

なお、直間比率の問題は、国民の合意と選択の中から形成されてきた結果の姿でありまして、その意味で直間比率等の税体系の問題は、究極的には将来、国民の合意と選択の問題であると思っておりますが、それは直ちに選挙を意味するものではないでございます。各学問や専門家の御意見あるいは国会の場を通じての各党の御意見あるいは税制調査会その他審議機関の御意見、その辺をよく探りまして、国民の真意がどこにあるかということを見きわめていくべきものであると考えております。

さらに、所得税減税の問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、いま各党各派におきまして話し合いを進めておるところでございます。その結果を見守つておるといふ状態でございます。

次に、国会決議との関係でございますが、大型間接税の導入につきましては、先ほど申し上げましたように、具体的に検討も指示もしてございません。

五十四年十二月の国会決議を尊重して、政府として、いわゆる一般消費税(仮称)を導入する考えは持っております。今後、財政の対応力を回復して、財政改革を推進するためには、まず第一に、歳入歳出構造の全面的見直しを行うことが必要であると考えております。

さらに、専売公社の問題でございますが、専売公社の経営形態の改革につきましては、五十七年九月二十四日に閣議決定されましたいわゆる行革大綱に沿つて対処していくつもりでございます。現在、政府・与党におきまして、この経営形態について鋭意検討が進められております。

なお、葉たばこ耕作者の取り扱い、小売人の取り扱い等につきましては、関係方面と十分調整を図ることが必要でありまして、目下鋭意作業しておるところでございます。残余の御質問は、大蔵大臣から御答弁申し上げます。

ます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 今回の中小企業設備投資促進のための措置につきましては、限られた財源によって最大の効果をねらいますとともに、従来の投資促進税制の利用実績を見てみますと、中小企業は、大企業と異なりまして、税額控除よりも特別償却を利用する割合が大きいこと等を考慮いたしまして、現行の中小企業者等の機械の特別償却制度を活用して、内容の拡充を図ることとしたものでございます。

昭和五十八年度税制改正におきまして、企業間係租税特別措置について一層の整理合理化を行うこととしておる中にありまして、今回の措置は、中小企業の設備投資の促進に資するためのいわば精いっぱい配慮をしたというふうに御理解を賜りたいと思うところであります。

それから、グリーンカード制度の三年延期の提案の問題について、今後の利子配当所得に対する課税の公平化の手段と方策を示せ、こういう御意見を交えての御質問でございます。

先ほども申し述べましたように、今回、諸般の情勢に顧みまして、税制調査会にお諮りして、グリーンカード制度の適用を三年延期することを提案しておりますが、適正公平な利子配当課税を実現するという政府のいわゆる基本方針、これはいささかも変わりございません。

そこで、今後における利子配当課税の適正なあり方ということとは、まず、当国会での御議論を踏まえまして、その上で改めて税制調査会で御検討をしていただくという方向で対応したいと考えております。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 米沢隆君。

〔米沢隆君登壇〕

○米沢隆君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま提案のありました租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定

昭和五十八年二月十八日 衆議院会議録第七号

価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、その基本的な問題点につき、総理並びに関係各大臣の所見をただししたいと思います。

御案内のとおり、最近におけるわが国経済の実質成長率は、年々低下傾向を示しております。政府は、経済見通しにおいて、五十八年度のわが国経済は、三・四％の実質成長達成が可能であると強弁いたしておるものでありますが、目下の個人消費の伸び悩み、民間設備投資の停滞、依然として続いております輸出の落ち込みなどの現状から見ますと、それは二％台に落ち込むおそれすらなしとしないのであります。

このような最近のわが国経済の景気低迷の要因は、政府が、第二次石油危機のもたらすデフレ効果を過小評価し、所得減税や公共投資の拡大など、積極的な景気対策を講じなかったこと、景気回復に逆行する大幅増税を強行したことなど、政策の対応を誤ったことに起因しており、明らかに政策不況と言わなければなりません。

この政府の失政による政策不況は、政府が、わが党からの再三にわたる忠告を無視し、ただ数字合わせの五十九年度赤字国債脱却方針に固執し、財政が本来持つべき景気調整機能、自動安定化作用を全く無視した財政運営をとり続けたことによる当然の帰結であります。

不況のときに財源がないからといって増税を行い、公共投資を抑制し続けていては、不況は一層激しくなり、結果的には税収が減って、かえって財政赤字は拡大するのは当然であります。財政バランスは、所得税等の減税と公共投資の拡大を行い、もって景気回復を達成することによって初めてもたらされるものではないでしょうか。

このようなことは、今日の経済学の常識ともいうべきものであるにもかかわらず、政府がこれに全く反した政策をとり続け、かえって財政赤字の拡大を促進する結果を生み、ひいては、わが国経済の景気低迷を必要以上に長引かせ、国民生活の

安定をも阻害してきたことは、きわめて重大な失政であると言えます。

以上の点についての政府の猛省を促すとともに、総理、大蔵大臣並びに経企庁長官からの強い反省の弁と、あなた方の財政再建下における財政の景気調整機能発揮の是非につき、どのような見解を持たれているのか、その所見をお伺いいたしたい。

わが党は、わが国のすぐれた技術革新力、着実な向上が可能な労働生産性、高水準の貯蓄率などを持つわが国経済は、中長期的には四ないし五％の成長を持続する力を有しており、また、内需の拡大によって、世界経済の再活性化に大きく貢献すべきであると考えております。

わが党は、わが国経済の潜在成長力を顕在化させ、中長期にわたる安定経済成長の維持と、それによる大幅な自然増収の確保による財政再建達成のためには、短期的には財政支出の拡大を伴うとしても積極的な財政政策を講ずべきとの見地から、所得税、住民税減税、中小企業の投資減税など、二兆円程度の減税を断行するとともに、良質な住宅建設、生活環境の整備等を中心とする計画的かつ着実な公共投資の拡充を図るべきだと考えておりますが、総理並びに大蔵大臣はいかがお考えでしょうか。

同時に、現行税制に見られる制度上、執行上の不公正に対する国民の大きな不満を政府はいかにして解消していけるのか、あわせてお伺いいたします。

また、今国会の審議における政府の答弁を聞いておりますと、財政、税制に関する従来の政府の方針が明らかに方向転換されつつあると思われるのであります。ここに改めて、「増税なき財政再建」は一体守るのか、「増税なき」の定義をどう解釈されようとしているのか。たびたび取り上げられておりますが、五十九年度からの大型間接税の導入は検討しているのか。何もしないという答弁でありますけれども、それならば、五十九年

度には大型間接税の導入は絶対ないことを、ここで明言していただきたいと思っております。

同時に、赤字国債脱却の目標はいつとするのか。

以上の諸点につき、総理並びに大蔵大臣の、さらには大型間接税導入によるわが国経済に対する影響と、いま、それを導入する時期にあるのかどうかという点につき、経企庁長官の御所見をお伺いいたします。

以上の質問を踏まえつつ、以下、租税特別措置法の一部改正案につきお伺いをいたします。

まず、中小企業の実業承継税制についてお伺いいたします。

政府は、本租税特別措置法の中に個人事業者の土地の評価減額の規定を盛り込むとともに、相続税基本通達の改正により、同族法人企業の株式の評価方法の改善を図ることとされましたが、これは、中小企業者の長年の希望にこたえるものであり、かねてより中小企業の実業承継税制の確立を主張してきたわが党の立場からも評価するにやぶさかではありません。

しかし、今回の改正では、個人事業者の小規模土地に限り、評価減額率が二〇％から四〇％に引き上げられたにすぎず、また、株式の評価につきましても、中小企業の経営の継続を円滑に行わしめるべきとの観点からの抜本的な改正が行われたものとは言えません。今後速やかに、さらに進んだ税制改正に向けて検討が着手されるべきであると思われまが、どのようにお考えか。

その際、わが党が主張してまいりました事業用財産の生前一括贈与制度及び相続税の納税猶予制度の早期導入は最も急がれる改正であると思えますが、政府の所見をお伺いいたしたいと思っております。

昭和五十八年二月十八日 衆議院会議録第七号

に關する通達改正で行いながら、小規模土地の評価減額については、今回の改正で通達事項から法律事項へ格上げされた理由は何かの二点について、あわせて大蔵大臣にお伺いいたします。

さて、次には中小企業の投資促進税制についてお伺いいたします。

中小企業、とりわけ零細な事業者の設備投資が落ち込み、個人消費の不振と相まちまして、景気回復の足を引っ張っていることは周知の事実でございます。政府は、本租税特別措置法において中小企業の設備投資に対する減税措置を打ち出しましたが、その内容は余りにも貧弱なものと言わざるを得ません。

昨年来、政府部内におきまして、本施策の内容につきいろいろと調整が行われてきたやに聞きますが、その過程において、当初通達省の試案にありました税額控除の制度が否定され、また、特別償却の制度も、過去五年間の平均投資額を上回る部分についてのみを対象とすることとなり、かつ、償却率四〇％から三〇％に切り下げられることになりました。これでは、そもそも年間投資額の少ない中小企業の設備投資を誘発する効果はきわめて乏しいと言わざるを得ません。

中小企業の近代化、高度化を促進し、同時に、景気の抜本的な浮揚策とするためには、本法の中小企業投資促進税制を強化すべく、早期の見直しを行うべきであると思いますが、大蔵、通産両大臣の所見をお伺いいたします。

また、本改正案におきましては、特定基礎素材産業の活性化のための税制改正の実施が図られておりますが、わが国の素材産業が景気の停滞、国際競争力低下による輸出の減少等により深刻な構造不況に陥っている現状にかんがみ、かかる措置に加えて、化学工業原料の安定確保のための原料非課税原則の実現、あるいはエネルギーコスト低減化対策、新技術開発の促進などの諸対策をさらに講ずることによりまして、素材産業の安定と発展を図り、もって勤労者の不安を解消すべきだと

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する米沢隆君の質疑

考えますが、大蔵大臣、通産大臣はかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、製造たばこ定額法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案についてお伺いいたします。

今回の値上げのように、安易に国民に負担を強いる前に、政府は、専売公社の合理化、効率化に一体どれだけの努力されたのでありましょうか。一昨年の臨調第一次答申は、工場の統廃合等による要員の縮減など、緊急の改革案を提示し、さらに、昨年七月の臨調基本答申は、専売公社の特殊会社化、民営化という抜本的な合理化方策を提示したことは周知のとおりであります。

しかるに、政府は、この間国民には臨調答申を最大限に尊重すると約束しておきながら、この公社経営の合理化についてはほとんど着手しなかったばかりか政府の行革大綱に専売公社の具体的改革手順を盛り込まなかったことは、きわめて遺憾であります。政府・与党間の調整がつかないなどというお家の事情で情性的な公社経営を続け、ここに至って国民に負担をしわ寄せする政府の姿勢は、断じて許されません。行革に不退転の決意で取り組むという中曽根総理のリーダーシップがいま問われているのであります。

総理並びに大蔵大臣に対し、臨調答申どおり専売公社改革を実行する決意があるのかどうか、また、その具体的改革手順をいつまでに決めるのか、お伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、わが国経済の前途に關する政策でございます。

世界経済全体が第二次石油危機のあふりを受けまして、また調整期を完全に脱却しておりません。しかし、その中にあって、わが国の経済動態は欧米諸国から比べれば比較的にいい状況を追っ

て推移していると思えます。しかし、このようなわが国経済も世界経済の停滞の影響を受けてまいりまして、輸出の減少等により景気回復は緩慢なものにとどまっております。経済の現状はなお厳しい状況にあると考えております。

ただし、最近におきましては、在庫調整が進んでおること、物価がきわめて安定しているというところ、それから為替相場が円高に移行しつつあるということ、こういうような条件は明るい条件でございます。

一方、財政改革を遂行して財政の対応力の回復を図るということは、また緊急の課題でございます。その面に向かっていま鋭意努力しているところでございます。

こういような状況のもとに、財政がこの際積極的に出動して景気浮揚を図るというふうなことは、困難な状況にござります。五十八年度予算におきまして、公共事業関係費については前年度同額を確保するとともに、民間資金の活用等によりまして事業費の確保を図る等、さまざまな努力もして景気回復に努めておるところでございます。

特に、中小企業の投資減税、あるいは相続税制度の改革、あるいは住宅政策等につきましましては、五十八年度予算につきましても特に配慮したところでございます。

なお、財政改革を通じて、財政の対応力の回復を図っていくことは、将来わが国経済の発展と国民生活安定の基礎になることとございまして、われわれはこの線を中心に遂行してまいりつものでございます。

また、来年度において、所得税、住民税の減税、あるいは中小企業の投資減税等の減税を断行せよという御質問でございます。

この点につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、各党各派の話し合いの推移を見守っておるという状況にござります。

て御指摘をいただきました。税負担の公平を確保するというためには、制度上の問題と、それから執行上の問題と二つあると思っております。

租税特別措置における公正度の確保につきましては、五十一年度以来、その主要な項目のほとんどについて改善措置を講じてきておりますが、今後も公平確保の観点から、社会経済情勢の変化に対応して必要な見直しを行ってまいります。執行上の公平確保につきましては、税務調査の充実あるいは納税意識の向上等に一層努力してまいります。

なお、所得課税の適正な執行を担保するための制度上の措置につきましましては、税制調査会の審議の状況等を踏まえつつ対処したいと思っております。

また、「増税なき財政再建」とは何ぞや、これを守るのかという御質問でございますが、「増税なき財政再建」は行政改革の理念でございます。これをあくまで守っていく考え方でございます。その意味はいかなるものであるかということでございます。臨調答申におきましては、全体的な見直しを行う、そして、その全体的な把握の中でGNP、国民総生産に対する租税負担率を変えない、そして、新たな税制上の措置はとらない、そういうことを基本線として「増税なき」ということをとらえておるわけでございます。

このような考え方から立って私たちが政策を進めてまいりたいと思っておりますが、大型間接税の導入につきましましては、具体的に指示も検討もしておらない状態でございます。

赤字公債脱却の目標はいつとするかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、五年と十年の間ぐらいの中でどれぐらいをとれるかというところをいま鋭意検討しておるという状態でございます。

次に、財政改革と財政再建がどう違うか、こういう御質問でございます。

いずれも公債、とりわけ特例公債に依存した財政體質を改善して、その対応力の回復を図るといふ点においては同じであります。昭和五十四年以降、五十九年度特例公債依存体質からの脱却を目標に財政再建を推進してまいりました。さらに、社会経済情勢の進展に即応するよう歳出入構造を見直して、もって特例公債依存体質からの脱却、さらに、公債依存度の引き下げを図ろうという発想に立って、また、内容においては、歳出について言えば、単なるぜい肉落としから構造改革に進むというのが財政改革という考え方でありました。

次に、専売公社の問題について御質問がございました。専売公社の経営の問題でございますが、専売公社の経営につきましては、いままでも葉たばこの減反、葉たばこ購入価格の抑制、定員の削減、工場の統廃合等の合理化を鋭意推進してまいりました。

専売公社の経営形態につきましては、昨年、五十七年九月二十四日に決定されたいわゆる行軍大綱に沿って対処してまいりつものであります。いま、政府・与党内におきまして、公社形態の改革問題について、鋭意検討が加えられているところでございます。葉たばこ耕作者の取り扱いや小売人の扱い等、関係方面と十分な調整を図ることが必要でありまして、鋭意、目下作業中でございます。

残余の御質問は、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(竹下登)登壇〕

○国務大臣(竹下登) ます、最近の景気低迷についての御意見を交えた御質問であります。

総理から基本的なお考えは申し述べられたところでありますが、一定の条件のもとにおきまして、公債発行によります積極的な財政運営が必要とされる場合がないとは思っておりません。特に、石油危機以後の内外経済の不均衡の克服のためには、この積極的な公債政策が貢献したと評価いたしております。しかし、その反面、公債が増えたとしまして、現に大きな財政問題が生じておる。だから、常に経済の下支えを積極的に行うような財政運営は、これは必ずしも適当ではございません。

さらに、現在のような財政事情のもとで財政による景気対策を行う場合には、その財源を公債に求めざるを得ない。その消化はきわめて困難である。また、無理して消化を図ろうとすれば金利の上昇を招きいたしまして、設備投資等への悪影響をもたらす。そういう面からは景気回復に逆に悪影響を与えることになる等の問題もございまして、それこそ慎重に、まさに対応力そのものを回復する必要をまず念頭に置いて、国民生活の安定の基礎となる経済発展というものに対処すべきである、このように考えております。

それから次は、減税に対する御質問でございます。総理からそれぞれお答えがございましたが、私もといたしまして、いわば所得減税問題については各党各派の話し合いが行われるやに承っておりますので、その推移を見守っていききたい、こういう基本的な考え方でございます。

そうしてさらに、現行税制における税制上の、執行上の不正に対する御指摘の問題でございますが、これはまず国民の納税協力を確保するための不可欠の前提でございますので、租税特別措置につきましては、税負担の公平確保の観点から、社会経済情勢の変化に対応して今後とも必要な見直しを行っていく考え方でございます。

なお、執行上の公平確保につきましては、青色申告の育成充実、税務調査の充実等に一層の努力を重ねてまいります。

「増税なき財政再建」、これは総理からもお答えがございましたように、行財政改革のまさに理念として考えておくべき問題でございます。安易に増税を念頭に置くというふうなことはあってはな

らない。自衛自戒をいたしておるところであります。

それから次に、租税特別措置のいわゆる承継税制の問題等についての御質問がございました。この問題につきましては、農地の納税猶予制度は、農地の所有と経営の不可分という農地法上の制約等を考慮いたしまして、農業の自立経営を目指す者が、民法の均分相続制にとらわれることなく農地を引き継ぐことができるようにとの農業基本法の趣旨に対処するためのきわめて異例の措置でございますので、この問題につきましては税制調査会の中期答申におきまして「農地と中小企業者の事業用財産等とは事情が異なるので、中小企業者の事業用財産等については納税猶予制度を設ける必要はない」、そして、そうした制度を設けることは結局給与所得者のみに通常の納税を求めることになりまして「税制として極めて歪んだもの」となり適当でない。このようにされておるところでございます。

したがって、今回の税制改正というものは、従来の要望にこたえまして、そうして、いわゆる小規模会社の株式についての問題等々、個人事業者の宅地のうち二百平米までの部分について、通常の方法により評価した価額から一定割合の減額を行う等々、精いっぱい御指摘を講じたところでございます。

それから、その中小企業者の相続税負担の軽減措置に関しまして、税制改正によります減収ということになりますと、今回の措置は繰り込み済みでございます。税制改正による減収額として特掲しておりませんのは、相続税における評価に関するものでありまして、従来通達で取り扱ってきたことの延長線上のものである、こういうふうに理解をいたしておるからでございます。

それから、いわゆる株式の評価方法の改善は、相続税に関する通達改正で行いながら、小規模土地の方につきましては通達事項から法律事項へ格上げされた、この問題に対する御指摘でございます。

す。取引相場のない株式の評価の改善合理化につきましては、現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性をも加味することとするものでありますところから、相続税の評価通達の改正によってこれは措置をすることとしております。

一方、小規模宅地の課税の特例につきましては、小規模宅地が生活基盤の維持のために不可欠で、その処分に相当の制約を受けるのが通常であることからいたしまして、従来、通達によって所要の措置を講じたところでございますが、今回、最近における地価の動向等をも踏まえて、従来の措置をさらに進めて、事業用宅地は通常の価額からその四〇％相当額を減額するなど、相続税の課税上特別の配慮を加えることとするものでありますところから、今回、法律上明定する、こういうことになったわけでございます。

それから、今回の法律改正の中小企業設備投資に対する減税措置の問題でございます。中小企業の設備投資を促進するための措置といたしまして、現行の中小企業等の機械の特別償却制度につきましては、その対象となります機械装置の取得価額の合計額のうち、過去五カ年間の平均投資額を超える部分について、本則の一四％ではなく三〇％の特別償却を適用しておること。

それから、今回の措置は、限られた財源で最大の効果をねらいますとともに、従来の投資促進税制の利用実績を見ますと、中小企業は大企業と異なりまして、税額控除より特別償却を利用する割合が大きいというようなことを考慮して、現行の中小企業者の機械の特別償却制度を活用して内容の拡充を図る、このようにしたところでございます。

そこで、本年度税制改正において、企業関係租税特別措置について一層の整理合理化を行おうとしております中で、今回の措置は、まさに精いっぱい配慮をしたものであるというふうに御理解を賜りたい次第でございます。

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する小沢和秋君の質疑  
租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する米沢隆君の質疑

それから、わが国の素材産業の問題に関してでございますが、いわゆる石油税につきましては、本税の課税の趣旨、そしてその使途から見まして、これを非課税とするということは、これは困難でありますというふうにお答えをせざるを得ません。

石油税は、石油の利用に共通する便益性に着目して、広く石油の利用者に負担を求めるといふ観点から課税することとしたものでありまして、一部の利用者が負担を免れるというのとは公平負担の見地から問題があることと、石油税の税収は石油対策及び石油代替エネルギー対策の財源に充てることとされておりますので、石油利用者に実質的に還元される仕組みになっております。特定の油種について免税する場合には、その油種の利用者は受益のみを受ける、こういう問題が存在するわけでございます。

臨調答申のとおり、私どもの所管であります専売公社改革を実行する決意があるかということでございます。

ただいま総理からこのお答えがございましたが、いわゆる行政改革大綱におきまして、政府・自由民主党行政改革推進本部常任幹事会、これで関係者の出席を求めながら調整を進めておるところでございます。

なお、大蔵省、専売公社で事務的に鋭意検討しておりますが、葉たばこ耕作者の取り扱いの問題と小売人の扱いなど、慎重な配慮が必要な問題もございまして、また、税制のあり方等、事務的、技術的に複雑な問題も多いわけでございますけれども、これは鋭意関係各方面と十分調整を図りながら進めてまいりたい。

以上でお答えをいたします。

〔国務大臣山中貞則君登壇〕

○国務大臣(山中貞則君) 大蔵大臣から全部答弁してまいりましたので、私は、それにちよっと変わった面からの注釈をつけたと思うのです。

いま、中小企業は大体特価の方をとっているというところでございまして、これが、こういう言葉がなぞ出てくるかと申しますと、確かに各省庁、予算要求前にはいろいろなアドバルーンを上げたり、希望を最大限表明したりいたしますけれども、予算編成権を持つている大蔵省と最終的に詰めてで上がったものは、原局も、あるいは大蔵省も含めて、政府一体の政策の決定ということでありまして、その意味では御了承願いたいのですが、この中小企業投資促進税制は、実際は当初の税額控除あるいは特価の率というふうなことを考えますと、大変大きな、二千億以上の大台に乗る財源を必要としなければできない、それだけの減収になるわけでありまして、したがって、い

ろんな方面と検討しながら、これに参考にするのには何をとつたらいいかということと考えて、去年四月から実施しましたエネルギー関連の、これは中小企業だけでない、投資促進をやりまして、その成果をずっとフォローして振り返ってみますと、そこで特徴が出てくるのですが、大企業はほとんどが税額控除を採用している、そして中小企業は特価を採用しているという現象が出現しました。そこで特価一本にしほって、大蔵省としてはとてもつらい財政の中で、財源の中で、これでも相当な規模でございまして、通産省の中小企業に対する活力を与えるという政策に財源を割いたというものがその結果でございまして。(発言する者

あり) 特価とは特別償却税制のことを申します。次に、原料非課税の問題であります、これはちよっと大蔵大臣の答弁では的確ではなかったかと思ひます。というのは、輸入ナフサと石油化学工業の使用する国産ナフサとの問題であらうと私は思ひますが、現在、両業界話し合いの結果、石油税に相当する部分のコスト、それを国産ナフサで石油化学業界に転嫁することなく、その分を石油業界が背負って、その税額分だけは安く国産ナフサを供給することについて両者合意ができておるといふことを承知いたしておりますが、なお、制度の問題としては、大蔵大臣の言われるのが基本的な理論であらうと思ひます。

〔国務大臣塩崎潤君登壇〕

○国務大臣(塩崎潤君) 米沢議員にお答え申し上げます。

第一は、財政の持つ景気調整機能の問題でございます。

確かに、これまでの不況期には、財政政策が金融政策と並びまして有効需要拡大の手段として活用されてまいりましたし、多分に成果を上げてまいりました。しかし、現在の財政状態がきわめて悪化しておりますので、景気調整機能といたしまして財政政策を活用することには大きな制約があるというところは、大変残念に思ひているところでございます。

しかし昨年、中曽根内閣成立に伴ひまして、直ちに二兆七億円の総合経済対策を公共投資を中心としたしまして提案、成立させていたいただいたのでございますが、このことは、財政の景気調整機能を無視するものではない証左だと思ひるのでございます。今後とも私どもは、財政の機動的運営、

さらにまた、五十八年度の公共投資の確保のような努力を払いながら、金融政策と相まちまして、今後の安定的な持続的な成長を図ってまいりたいと思ひるのでございます。

さらにまた、御案内のように、巨額な財政赤字は金利の引き下げを妨げる、そして、住宅投資や民間設備投資の資金の獲得を妨げるおそれもございまして、やはり財政再建は景気対策の上から必要ではないかと考えているものでござい

第二は、大型間接税を導入した場合の経済に対する影響はどうかという問題でございました。

総理大臣も大蔵大臣も、指示も具体的な検討もしていないという御答弁がございましたが、仮に検討に入つた場合、私どもは、大型間接税が持ちますところの効果、学説上よく言われますところの、商品やサービスの価格の上昇、それが持つ消費抑制の機能、さらにまた、新しい税金が経済の中になかなか溶け込まない困難性、このような問題を十分念頭に置きまして、経済との関係、特に、経済回復が最も重要な今日でございまして、きわめて慎重な態度で検討してまいりたいと考えておるところでござい

○副議長(岡田春夫君) 小沢和秋君。

〔副議長退席、議長着席〕

〔小沢和秋君登壇〕

○小沢和秋君 私は、日本共産党を代表し、租税特別措置法一部改正案及び製造たばこ定価法等一部改正案について、総理に対し質問いたします。わが党は、中曽根内閣成立直後、この内閣が戦後最悪の、金権擁護、軍拡、改憲内閣であると指摘

いたしましたが、三カ月後の今日、事実はまさにそのとおりになってまいりました。

歴代の自民党政府が国民の反響を恐れて先送りしてきた韓国への四十億ドル借款供与、対米軍事技術協力などの問題を一挙に処理した総理は、アメリカでは、運命共同体、不沈空母、四海映封鎖などの危険な公約を連発いたしました。まさに、平和と安定した生活を願う国民に対し真つ向から挑戦しているのであります。

税制の面でもこの姿勢は貫かれ、中曽根内閣は、国民的憤激の的となつて大企業・大資産家優遇の不公平税制の是正を放置し、国民の大幅減税の要求には背を向けております。その一方、軍拡に必要な巨額の財源を確保するために、最悪の大衆課税である大型間接税を導入する意図をむき出しにしております。中曽根内閣が発足早々から異例の不人気に直面しているのは当然であります。

私は、このような中曽根内閣の暴走を許さず、税制の民主的改革を求める立場から、以下四点にしばつてお尋ねいたします。

第一に、税の不公平の根幹をなしている大企業に対する異常なまでの優遇措置をどうするのかであります。

せんか。

また、コンピューターの買い戻し損失準備金制度も期限が延長されようとしております。いま、一番もうけている業界の一つがコンピューターと関連機器産業であることは、総理も御存じのではありません。国民の血税を使って手厚い補助金を出している上に、税制面でもなお優遇しなければならぬのはなぜか。

今回の税制改正に当たって、有力視されていた退職給与引当金非課税限度の引き下げなど、企業課税のわずかばかりの手直しも結局見送りとなりまして。株式の時価発行による莫大なプレミアムには一円の税金もかかりませんが、これも手つかずのままです。

退職給与引当金など大企業優遇税制の是正が見送りになつた背後に財界の強い圧力があつたことは、経団連の税制についての意見書を見ただけで明らかであります。今回の改正には、最近経団連が新設を要求したばかりの石油化学、アルミなど素材産業の省原料設備の特別償却制度も早速取り入れられております。まるで国民の批判など眼中にないと言わんばかりではありませんか。

わが国の大企業は、すでに国際的にずば抜けた競争力を持つており、このため欧米各国との貿易摩擦が絶えません。そして、この不況の中でも、東京証券取引所第一部上場会社約八百社の中で、その四分の一は空前の利益を上げ、または大幅に収益を増加させており、不況と言われる素材産業でも多くが内部留保をふやしているものであります。これでもまだ税制で優遇したり補助金で助成したりせねばならぬというのでありまじょうか。総理に果たして大企業優遇税制を抜本的に見直

す意思があるのかどうか、その基本姿勢をお尋ねするものであります。(拍手)

第二に、国民の切実な要求である所得税減税についてであります。

六年連続の減税見送りによる実質増税が、勤労者、特に所得の少ない階層ほど負担を急激に重くし、家計を破壊していることは、総理府の家計調査にもはつきりあらわれております。

減税見送りが始まってからのこの五年間で、勤労者世帯の収入は平均二・三％の伸びでありましたが、所得税の伸びは平均七・七％と所得の三倍以上のふえ方でありまして。特に、第一階層と言われる低所得者は、一〇・一六％増と異常なまでの重い負担になっております。これに住民税、社会保険料、住宅ローンなどを考えれば、最近の勤労者世帯の生活苦の深刻さがよくわかるのであります。

総理、あなたも政治家なら、このことに胸の痛みを感じるではありませんか。それでも減税をしないのですか。大企業への優遇税制で示した思いやりの何分の一かを勤労者に示す考えはありますか。

減税を行う気なら、財源は幾らでもあります。アメリカの言いなりになるのをやめて軍事費を削つてもよし、あるいは総額三兆円を超える大企業優遇税制の一部手直しをするだけでもできるのではありませんか。この際、五十七年度一兆円、五十八年度一兆円以上の減税が、国民の購買力をふやし、経済危機を打開するためにも重要になっていないかと強調するものであります。

政府も、来年度の経済成長三・四％を実現する上で最大の課題が国民の消費が実質で三・九％伸びるかどうかにあることを認めております。実質増税によって可処分所得すなわち家計の手取り収入が年々落ち込んでいく状態を放置しておいて、どうして三・九％の消費増を実現できるか。この面からも減税は緊急課題ではありませんか。総理の責任ある答弁を求めます。(拍手)

なお、本日から国会審議が再開されましたが、その折衝の過程で、自民党は、所得税減税について前進した回答を来週前半にも示すと述べてきました。昨年も同じような問題が起こりましたが、結局何の成果もありませんでした。今回は何か成算があつてこのような態度を表明したのか、お伺いいたします。

また、五十八年度に減税を本格的に実施する気ならば、当然予算案の修正が必要になりますが、その意思があるかどうか明確にお答え願ひたい。(拍手)

所得税に関連して重大なのはグリーンカードの延期問題であります。

ここには大資産家擁護の姿勢が露骨に示されております。三年前、政府がこの制度を提案した最大の理由は、総合課税化による不公平の手直し、一部の悪質な資産家の脱税防止などでありました。わが党は、グリーンカード制度が個人のプライバシーを侵害する危険性や高額所得者の名寄せが確保されない欠陥などを指摘して、その導入に反対しつつ、利子配当の総合課税には基本的に賛成し、そのための接近の手段として利子配当課税のさしあたり五〇％への引き上げ、名寄せの徹底など、実現可能な方策を提起してまいりました。ところが、今回の政府提案は、そのような措置は一つとらずに、グリーンカード延期に連動さ

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する小沢和秋君の質案

一一八

せて総合課税そのもので事実上放棄してしまつたのであります。このことは、中曽根内閣が大資産家の脱税を容認、擁護しようとする態度を鮮明にしたものと受け取らざるを得ませんが、総理はそれでよいのですか。

しかも、その一方で竹下大蔵大臣は、庶民のささやかな財産を守るマル優の廃止さえ示唆しました。大資産家の脱税はよいが庶民のマル優はだめとは、あなた方の税の公平の基準はどこにあるのですか。わが党はマル優の廃止は絶対反対であります。総理の態度をお尋ねいたします。

脱税防止の点では、しばしば裏切りベート、政治家へのやみ献金、暴力団の資金源などとなっている大企業の大額な使途不明金への対策を強化すべきであります。法人税さえ支払えばあとは勝手という現在の制度を改め、かねてからわが党が主張してまいりましたように、大口の使途不明金に対しては、既定の法人税に加えて七五%を追徴するなど厳しく対処すべきではないか、お尋ねいたします。(拍手)

また、たとえば三越事件の岡田、ホテル・ニュージャパン火災の横井などのように、力のある者に対しては刑事事件になるまで脱税を見逃しておきます。ところが、その一方で零細業者に対しては、事前調査、呼び出し、反面調査、推計課税などを多くの税務署が強行して、各地で抗議を受けております。このような、強い者には遠慮し、弱い者には高圧的な、ゆがんだ税務行政や行き過ぎた強権的な税務調査は、直ちに是正する必要があります。総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

第三に、たばこ値上げの問題であります。

今回のたばこの大幅値上げが、もっぱら年間約二千億円の財源を新たに国庫に吸い上げるためのものであることは、政府も認めております。これは明らかに大衆課税であり、取りやすいところからしぼり取るという中曽根内閣の姿勢をよくあらわしております。

いまでも、全国約三千五百万のたばこ愛好家は、まるで税金を吸っているようなものだと言わねば、国の財政に協力させられてまいりました。この上さらに重税を強いられるというようなことは断じて許されないのであります。総理が「増税なき」を堅持するといふのであれば、直ちにこの値上げは撤回すべきではありませんか。納得できる答弁を求めます。(拍手)

最後に、中曽根内閣が従来からの内閣にも増して執念を燃やしております大型間接税導入についてお尋ねいたします。

五十四年十二月、総選挙での国民の厳しい審判に基づいて、一般消費税に関する国会決議が行われました。これが税調答申の言う「広く一般的に消費支出に負担を求める新税」の導入を将来にわたって禁じたものであることは明らかであります。ところが、竹下大蔵大臣は、禁止されているのはいわゆる一般消費税(仮称)だけだと子供だましの詭弁を弄し、E.C型付加価値税も許されるとまで繰り返して述べております。このような重大発言が独断でなされるはずはありません。総理も同じ考えと理解せざるを得ませんが、いかがですか。

直間比率を見直し、間接税を半々までに引き上げるべきだという見解には何の科学的根拠もありません。現在の直接税は、所得や利益に応じ、つ

まり負担能力に応じて税を支払うという原則に

立っており、それが税金の中心になるのは当然であります。これに対して一般消費税などの間接税は、商品、サービスに対し、税の負担能力の有無、強弱を無視して一律にかける税でありますから、逆進的に低所得者に重くのしかかる最悪の大衆課税となるのであります。しかし、徴収する側にとっては、税率は低くても何兆円もの新財源を生み出すことのできることに都合のよい制度であります。総理などの直間比率見直し論は、要するに大企業等への負担増になる法人税の不公平を改めず、庶民から取りやすい間接税に比重を移して、ますます不公平を広げるだけのものではありませんか。このような大型間接税の導入は必ず

物価の高騰を引き起こして国民生活を直撃し、国民の購買力を切り下げて一層不況を深刻にするだけであります。わが党は、総理に対し、大型間接税導入の準備を直ちに中止することを要求し、総理の明確な態度表明を求めるものであります。(拍手)

いま中曽根内閣が突き進むつつあるのは軍拡大増税への道にはかなりません。憲法とそれに基づく諸法律、国会決議よりも、レーガンに対する誓約を優先させ、GNP一%という最低の歯止めも取り払って大軍拡を進めるために、その財源確保の切り札として大型間接税導入を持ち出してきたことは明らかであります。しかし、これは国民をますます戦争に巻き込む危険を増大させ、経済財政危機を一層激化させ、生活を破綻に導くだけであり、ここには何の明るい展望も見出すことはできません。私は、国民がこのような道を断固として拒否するであろうことを確信しております。

す。

わが党は、今後とも軍拡大増税を阻止し、国民生活擁護、税制の民主的改革の実現のために全力を尽くす決意であることを申し述べ、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 小沢議員にお答えを申し上げます。

まず、民間航空機の特別償却あるいはコンビニエーターの買い戻し損失準備金制度等について御質問がございました。

企業関係の租税特別措置につきましては、昭和五十一年度以来連年厳しい見直しを行ってまいりまして、その整理合理化を進める余地はかなりいまや限られた状況になっておりますが、昭和五十八年度におきましても、さらに見直しを行うこととしておるところでございます。

御指摘の航空機の特別償却及び電子計算機買い戻し損失準備金についても特別償却率の引き下げを行う等、その政策目的等からなお存続することが必要と認められるものについても、厳しい見直しを行ってきた次第でございます。

退職給付引当金制度は、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられておるものでありまして、この制度自体を優遇措置と考えることは適当ではありませんが、その繰入率等について常に見直しを行っていくことは必要であります。

こういう考えから五十五年度の改正においてその累積限度を引き下げて適正化を図ったところであり、今後とも引き続き検討してまいりたいと思っております。

次に、公平な税制と言われまして、大企業優遇措置について御言及になりましたが、企業関係の租税特別措置につきましては、昭和五十一年以来、連年厳しい見直しを行っておりまして、いまや、それを整理合理化をする余地はきわめて少なくなってきた次第であります。しかし、五十八年度におきましては、価格変動準備金の廃止年度の繰り上げを行う等、縮減を行っております。

なお、租税特別措置による減収額のうち、企業関係分は二割程度となっております。しかも、その大部分は、中小企業対策、資源エネルギー対策等の重要な政策目的に資するものであります。今後とも、社会経済情勢の変化に対応して、必要な見直しは行つてまいりたいと思ひます。

所得税減税について御質問がございました。先ほど来申し上げておる次第でございます。政府といたしましては、ただいま予算案を修正する考えはございません。

次に、グリーンカード制について御質問がございました。

今回、諸般の情勢にかんがみまして、税制調査会にお諮りして、グリーンカード制度の適用を三年延期することを提案いたしております。これは、適正公平な利子配当課税を実現するという政府の基本方針にはいささかも変わりがないのであります。

今後における利子配当課税の適正なあり方につきましては、早い機会に、当国会での御議論を踏まえ、その上で改めて税制調査会で検討していただくことと思ひます。

マル優制度の問題につきましても、今回、グ

リーンカード制度の三年間凍結を提案しておりますが、その後の利子配当課税のあり方につきましては、このマル優制度も含めまして、税制調査会で検討していただきたいと考えております。

いわゆる使途不明金に対して御質問がございました。いわゆる使途不明金につきましては、重課措置を講ずべきであるとの御提案がございしますが、制度上、技術上の問題が少なからずありますので、これらの問題も含め研究してまいりたいと思ひます。

また、弱者に高圧的な税務行政を正せという御質問がございました。

税務行政につきましては、従来から、納税者の理解と協力を得ながら、適正な執行に努めてきたところでございます。懇切丁寧に御指導申し上げる、そういうところを、税務職員非常に逼迫している定員の中で、よく努力してくれていると思ひますが、今後ともこの趣旨に沿って努力してまいり考え方でございます。

たばこの定価問題について、値上げを撤回する考えはございません。

五十八年度予算におきましては、非常に厳しい財政状況にかんがみまして、経費の徹底した節減合理化に努める一方、歳入面において税外収入等について極力見直しを行つておるところでございます。その一環として、たばこの小売定価についても、前回改定以後の物価変動、たばこの財政専売物資としての性格等を勘案して、負担の適正化を図る見地から関係改正法を提出した次第でございます。

大型間接税、一般消費税について御質問がござ

いました。

大型間接税の導入や直間比率の見直しについては、具体的に検討していることもなく、指示もしておりません。

なお、いわゆる大型間接税等の問題については、防衛費とは直接何ら関係はございません。なお、昭和五十四年十二月の国会決議を尊重して、政府としてもいわゆる一般消費税(仮称)を導入する考えは持っておりません。(拍手)

○議長(福田一君) 小杉隆君。

〔小杉隆君登壇〕

○小杉隆君 私は、新自由クラブ・民主連合を代表し、議題となっております租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係閣僚に質問をいたします。

まず、租税特別措置法でございますが、この改正法律案は、不公平税制の是正の観点から毎年行われている特別措置の縮減合理化のほかに、幾つかの重要な改正が含まれております。そこで、若干の問題点を取り上げます。

特別措置の縮減合理化に關しましては、価格変動準備金制度の整理その他の整理合理化で、初年度百四十億円、平年度二百二十億円の増収が見込まれておりますが、現下の厳しい財政事情に対処する整理合理化としては十分なものとは申し上げられませんが、なお一層の縮減合理化に努められるよう最初に要望しておきます。

住宅取得控除制度の改善については、この措置が、果たして景気対策としてどれだけの効果を上げ得るのかという疑問です。

確かに、控除限度額が従来に比べ三倍の十五万円になるなど、住宅を取得した個人にとって、税

の軽減は少なからず助かることとなりましょう。しかし、この税改正によって、住宅を欲する国民が、住宅を建てよう、あるいは買おうとする動機になり得るのかということです。住宅対策の目玉とされているのが取得税の軽減では、余りにもこそくだと思つておりますが、いかがでしょうか。

政府の経済見通しによる昭和五十八年度の民間住宅は、実質国民総支出のベースで、対前年度比二・六％となっておりますが、五十七年度の同実績見込みは、土地税制の改革にもかかわらず、〇・五％にすぎません。政府の見通しが、この住宅取得控除の改善で可能になるのかどうか、見解を承りたいと思ひます。

中小企業の設備投資促進のための措置について伺います。

民間企業の設備投資については、各種統計から見ても、大企業については一定の水準が確保されておりますが、中小企業についてはかなりの落ち込みが見られます。われわれの調査では、設備投資意欲は必ずしも落ちておりませんが、長引く不況で資金繰りが苦しく、思うに任せないというのが実情であります。こうした中で、中小企業の設備投資についての減税措置は、当を得た措置と言えましょう。

しかし、ここにも問題があります。それは、今回の減税措置が余りにも軽微に過ぎるということです。過去五年間の平均投資額を超える部分を基準にとり、その三〇％の特別償却を実施することになっておりますが、この程度の措置では

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する小杉隆君の質疑

一一〇

中途半端としか言いようがありません。二年間の時限立法とするのであれば、もっと大胆な、たとえば投資額の全額を特別償却の対象とすることが考えられないでしょうか。

景気対策として、また、底辺を支える中小企業の設備更新を行うことによる日本経済の活性化を考へるのであれば、思い切った措置が必要で、もし改正案程度の減税措置であるならば、資金繰りから、意欲を持ちながら投資が思うに任せない企業は数えず、もともと設備投資を行うことを予定していた企業のみ助ける結果が予想されます。これでは税の新たな不公平を生むことになりかねません。この点のようにお考えか、承りたい。

次に、少額貯蓄等利用者カード制度の執行延期について伺います。

通称グリーンカードは、昭和五十五年の九十一国会に提出、可決された所得税法改正で、五十九年一月一日からの実施が決められたものであります。制度の実施は来年であります。カードの交付は、本年一月一日からの実施が予定されておりました。本来は、カードの交付がすでに始まり、グリーンカード制度は実質上スタートを切っていました。ところが、どういいうわけか、カードの交付は、昨年十二月二十八日の政令で当分の間延期されました。

グリーンカードの交付は、所得税法附則第五条二項で、五十八年一月一日から開始されることになっております。これは国会の審議を経て決定された事項と承知いたしますが、一片の政令で勝手に変更することが出来るものなのでしょうか。もし、どうせ租税特別措置法の改正案に延期が入っている、一月一日からグリーンカードを交付して

もむだになるだけだとお考えになつてゐるのではありません。これは大変なことです。法案の成立をあらかじめ見込んでの行政ということになります。

法律事項が政令で勝手に変更できるものなのか。さらに、本法律案が成立しない場合に、この政令でいつまで延期させるおつもりなのか、まず、この点について伺つておきます。

次に、延期の理由について伺いたい。

本法案の趣旨説明を聞きましても、この点は全く不明でございます。昨年の九十六国会に自由民主党の提案で延期法案が提出されました。この廃案となつた法案の延期の理由としては、時の自由民主党税制調査会長、現在の通産大臣である山中山さんが、大蔵省に対する説明として、一、世間一般の心理不安、二、金融秩序の混乱回避を挙げておられます。今回の法案の趣旨も同様と解釈するべきなのでしょう。しかし、これらの理由は、いづれもこれまで政府が根拠のないものとして説明をしてきたものであります。

大蔵省がグリーンカードに関して私どもに配付された資料の中に「グリーンカード一問一答」というものがござります。これは十二の質問が用意され、それに答える形で、今回延期の理由とされた事柄をことごとく否定しております。

さらに、昨年来の本会議や委員会の答弁の中では、次のように述べております。すなわち、世間一般の心理不安に對しましては、グリーンカード制度をめぐる最近の批判、論評については、本制度の趣旨等につき十分な理解を得ていないことによるものもあると考へるとした上で、政府としては、本制度の趣旨及び細目について国民の理解を得るよう今後ともその周知に努めてまいりたいと

述べ、国民の理解が十分に得られさえすれば、実施についての不安はないとしております。

さらに、金及びゼロクーポン債の販売量の実数を挙げた上で、わが国の個人金融資産の大きき及びその増加額に対する両者の割合は小さく、国内経済に大きな影響があるとは考へていないと、金融秩序の混乱回避の必要性も否定しておられます。

こうしてみると、グリーンカード制度を延期に至らしめる理由はもつとほかにあると考へざるを得ません。延期の理由につき、納得できる説明をいただきたい。

ところで、グリーンカード制度を含む所得税法改正案が閣議決定されたのは五十五年二月ですが、この件にかかわつた政府及び与党自民党の責任者の顔ぶれは、大蔵大臣竹下登氏、党税制調査会長山中貞則氏、政務調査会長安倍晋太郎氏でござりました。このグリーンカードの生みの親ともいふべきお三方は、それぞれ本延期法案を提出した内閣の大蔵大臣、通産大臣、外務大臣なのであります。さらに、現在官房長官である後藤田正晴氏は当時自治大臣であり、官房副長官である藤波孝生氏は労働大臣でありました。

内閣が責任を持って提出し、国会の議を経て成立させ、現行税制の不公平を憂う国民多数の支持を得ている本制度を、顧みて過らばこれを改むるにはばかることなかつた無責任な圧力に屈して延期、さらには、いづれかの時期をとらえて廃止にまで持ち込もうとしてゐるとしか思えない行動は、一体どう解釈すればいいのでしょうか。(拍手)

グリーンカード制度の創設を推進した政府・与

党の当時の責任者と、今回延期法案を提出している政府閣僚が、すでに申し述べたとおり、奇妙なまでに一致するという事実、私どもだけではなく、国民は一樣に首を傾げざるを得ないと思うのであります。

責任ある立場で法案を成立させ、今度は責任を持って延期するとおっしゃるのならば、この二年数カ月の間に、利子配当に対する総合課税の必要性がなくなつたというのでしょうか。あるいは源泉分離課税の特別措置が、額に汗する勤労所得者にとつても不公平な税制ではないと結論される新たな理由をお考えになつたのでしょうか。それとも、相変わらずのお役所仕事のために、制度開始に事務的な支障が生じたのでしょうか。これらの点について、関係閣僚からそれぞれ明快な御説明をお願いいたします。

さらに、政府が税制調査会の存在をどのように考へてゐるのかもたまたまなければなりません。いま、欧州共同体型附加価値税の導入あるいはマル優廃止が政府部内でひそかに画策されてゐると聞いております。これらの点をただされた場合に政府が必ず持ち出すのは、税制調査会の存在であり、ここでの結論を最大限尊重することを明言しております。野党の反対に對しても、国民への説明にも税制調査会の答申が理由とされた例は枚挙にいとまがありません。

このように、税制調査会の権威に頼る政府ではあります。都合の悪い場合には、その答申を平然と無視する例もござります。かつての医師優遇税制がそれであり、今回はグリーンカード制度がそれであり。

利子配当分離課税は不公平税制の代表的なもの

であり、税制調査会では、五十二年の税制改正答申で、完全総合課税を実現するための方策についての検討の必要性を述べ、その具体的方策として、五十五年の税制改正答申でグリーンカード制度が提起されました。五十八年度の税制改正に關する答申は昨年十二月に出されておりますが、この中にはグリーンカード制度の延長に關する記述は全くございません。税制調査会の存在は、その答申は、政府の都合のいいときのみ利用されるときかと思えないのですが、この点についても見解を承っております。

次に、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の改正案について伺います。

今回のたばこの価格改定について、政府は製造たばこの小売価格の適正化と財政収入の確保の二つの理由を挙げております。この二つの理由は、それぞれ分けて考える必要があります。

まず、製造たばこの小売価格の適正化でございますが、前回のたばこの小売価格改定は五十五年の四月でございます。このときの法改正では小売価格の弾力化が行われており、価格改定の条件として、専売公社たばこ事業が赤字になった場合または赤字になることが確定であると見込まれる場合に限りとされております。

今回のたばこ小売価格の改定はこのいずれの条件にも適合しておりません。すなわち、昭和五十六年度の専売公社の純利益は千三百十三億円、五十七年度の見込み額は八百七十五億円であり、このまま推移すれば五十八年度についてもたばこ事業が赤字になる可能性はありません。このような状況でたばこ小売価格を引き上げることが製造た

ばこの小売価格の適正化と言えるのでしょうか。確かに、たばこが健康や環境に与える影響が指摘されている昨今であり、その値上げについては心理的に反対しにくい雰囲気があり、弱い者いじめという評価はすでに過去のものとなりつつあります。しかし、それに便乗することは許されません。たばこ事業が赤字であればともかく、いま申し上げたとおり十分な収益があり、その事情を無視しての値上げは、理由なき値上げとしか言えないのではないのでしょうか。お答えをいただきたいと存じます。

財政収入の確保という理由についても疑義がございします。現在の財政事情、また税収の伸び悩みから考えて、税外収入の確保について最大限の努力を図ることは当然の措置であり、五十八年度のこの点に係る政府の努力は多とするものであります。

しかし、専売納付金の二千億円の増収については納得できないものがあります。専売公社の経営については、臨調が一昨年の第一次答申で、また昨年の基本答申で改善策を指摘しているところがあります。内容については、すでに十分御承知のことと存じますので細かくは申し上げませんが、三年分にも上る過剰在庫など、経営改善が必要であることは周知の事実でもあります。専売納付金の増収を図るのであれば、まず経営の改善によるべきでありましょう。これをしないで、たばこ価格の引き上げに頼るのは、余りにも安易に過ぎるのではないのでしょうか。財政収入の確保の必要性は否定いたしません、必要性の前には方法はどうあってもいいというものではないと思ひます。私たちは、こそくな手段による増収策ではな

く、三区を初めとする抜本的な行政改革を断行すべきことを強調いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君登壇) 小杉議員の御質問にお答えいたします。〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 小杉議員の御質問にお答えいたします。

まず、住宅政策の件でございます。昭和五十八年度税制改正におきまして、住宅建設の促進に資するため、住宅取得控除について、ローン控除の控除率を七％から一八％に、控除限度額を五万円から十五万円に大幅に引き上げまして、その改善を図ることとしております。

この措置により、三年間で最高四十五万円が所得税額から控除されることになり、また、民間住宅ローン金利の引き下げ、これは一月十七日に実施いたしました。八・四六％から八・三四％に引き下げました。これと相まって住宅建設の促進に大きな効果を上げ、景気にも好影響を与えるものと期待しております。

次に、政府の税制調査会の意義でございますが、税制調査会は、税制のあり方につきまして幅広く調査審議することを目的として設置されておるものでございます。政府としましては、この税制調査会の答申を最大限に尊重して、税制改正を行ってまいるところであり、今後もその方針には変わりございません。

かつ、葉たばこについて御質問がございましたが、専売公社の経営自体につきましても、葉たばこの減反あるいは葉たばこ購入価格の抑制等による過剰在庫の合理化に努力しております。さらに、公社の定員の縮減、工場の統廃合等の合理化措置も鋭意努力しておりますところでございます。

残余の点につきましては、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(竹下登君登壇) 〕

○国務大臣(竹下登君) まず、租税特別措置法改正案について、特別措置の縮減合理化が不十分ではないか、一層の縮減合理化に努めるべきであるという御意見を交えての御質問であります。

企業関係租税特別措置につきましては、五十一年度以来連年厳しい見直しを行ってまいりました。この結果、租税特別措置による減収額のうち企業関係分は二割程度となつてまいりました。その大部分は、しかも中小企業対策、資源エネルギー対策、こういう重要な政策目的に資するものでございます。

したがって、租税特別措置の整理合理化をさらに進める余地はかなり限られてきておるわけでございします。五十八年度におきましても、価格変動準備金の廃止年度の繰り上げ等を行うほか、各種特別償却や準備金につきまして縮減を行うこととしておるところでございます。今後とも税負担の公平確保の観点から、社会経済情勢の変化に対応して必要な見直しを行っていくつもりでございます。

それから、中小企業の設備投資についての減税措置がいわゆる時限立法として不十分である、こういう御質疑でありました。

今回の措置は、限られた財源のもとで最大の効果をねらうため、現行の中小企業者等の機械の特別償却制度を活用することとして、その対象となる機械装置の取得価額の合計額のうち、御案内のようにこの五年間の平均投資額を超える部分、これを一四％から三〇％、いわゆる特別償却を通

昭和五十八年二月十八日 衆議院会議録第七号

用する、こういう内容でございます。

昭和五十八年度税制改正におきましても、企業関係税特別措置について、一層の整理合理化を行うこととしておる中にありまして、中途半端、こういう御指摘がございましたが、精いっぱい配慮、こういうふうに御理解をいただければ幸いです。

それから、グリーンカード制度の執行延期につきましての政令との問題がございました。

昭和五十九年から本格的に実施されることになっておりましたグリーンカード制度におきましては、昭和五十八年からカードの申請と交付が行われることになっておったわけでございます。昭和五十八年中については、新制度への本格的な移行のための立ち上りの時期であるということをご考慮いたしまして、昭和五十五年の所得税法改正法の附則において、昭和五十八年に限ってはカードの交付申請に関する事項は政令で特例扱いが行えるよう定められていたわけでございます。

したがって、昨年末に出された延期政令は、この五十五年所得税法改正法附則の規定に基づくものでございまして、法律事項を政令で勝手に変更したという性格のものではないわけでございます。

それから、いわゆるグリーンカード問題につきましては、とにかくいろいろ議論がございましたように、郵貯でございますとか、金でございますとか、ゼロクーポン債へのシフトの問題でございますとか、グリーンカード制度の責めに帰することが必ずしも適当ではないと認められるものももちろんあります。しかし、これらがグリーンカード制度との関連性において議論された、こういう

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する小杉隆君の質疑

事象が見受けられたことは、これは否定できない事実でございます。

そうして、また、多数の議員の賛同のもとに、いわゆる議員立法も提案されたわけでございまして、

やはり議員立法の法案は十二月末に廃案となりましたが、グリーンカード制度は、ほとんどすべての国民に関係する制度でありまして、関係者による理解と協力や制度への信頼、これがあってこそ円滑に運営されるものでありますだけに、現状においては、法的安定性の観点からこの制度を一定期間凍結せざるを得ないと考えたわけでございます。

そこで、政府といたしましては、税制調査会にお諮りをいたしまして、この際、政府提案によるグリーンカード制度自体を三年間凍結することとしたわけでございます。まことに異例なことでございますが、以上申し述べた状況から御理解を賜りまして、本法案をぜひ早期に成立させていただくことを心からお願ひする次第でございます。

次に、いわゆる税制調査会の問題でございますが、税制調査会は、税制のあり方について幅広く調査審議することを目的として設置されたものでありまして、政府としては、この税制調査会の答申を最大限に尊重して今日まで税制改正を行ってきたところでございます。

したがって、社会保険診療報酬課税の特例につきましては、昭和五十四年度の税制改正でこの抜本的改善が行われたところでありますが、これも昭和五十年年度改正答申で示された具体的改善案を若干見直したものであります。特に実態に近い概算経費率である五二%を適用する収入階級を収入

五千万円超とする線は、答申どおりこれは確保されてきたところでございます。

グリーンカードの延期の問題も、去る一月十三日の税制調査会にお諮りして、法的安定性等諸般の事情を考慮すればやむを得ないという御了承をいただいております。

それから、たばこ事業の問題でございます。

御指摘がございましたが、前回改定以降の物価の変動、たばこの財政専売物資としての性格等を勘案して、負担の適正化を図る見地から関係改正法案を提出することとしたわけのものとございまして、これは五十八年度及び五十九年度における公社の損益見込み等を勘案して、当該公社所属部分については専売納付金の特例として国庫に納付する、こういうこととしておるところでございます。

それから、過剰在庫の問題でございます。

専売公社の経営自体は、葉たばこの減反、葉たばこの購入価格の抑制などによって過剰在庫の合理化に努力いたしますとともに、定員の縮減、工場の統廃合等の合理化措置を鋭意推進しておるところでございます。

なお、専売公社の経営のあり方については、目下鋭意検討を行っておりますところでございます。

以上で御答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣山中貞則君登壇〕

○国務大臣(山中貞則君) 通産大臣にグリーンカードの問題で質問するぞというお知らせがありまして、小杉君に直接電話して、ちょっと通産大臣としては答弁できぬがと言つて相談したんですが、さっき御質問の理論構成を聞いておりますと、その経過をたどった上にある私が、閣

僚として閣議で延期措置の大蔵省の提案に賛成をしたということについて説明をしるというふうにおっしゃっているようでありますから、少しく、では所管外であります、御答弁をさせていただきます。

最初、私もこの問題を取り上げましたときには、不公平税制の是正という点から一本にしぼっていろいろと作業をしたのでありますが、そのときは当然金への換物思想あるいは書画骨とう類等いろいろ議論いたしました。しかし、一番哲学的な問題の論争が欠けていたと後で反省しましたのは、ゼロクーポン券の異常ないわゆる流出と申しますか、そういうものに際して、果たして私たちの国日本は、俗に言う民間金融あるいはアングラマネー、そういうようなものがどの程度許されている国なのかということと議論をしなかつた。たとえば、これは政党のことを言っているわけじゃありませんで、共産主義の国は完全に民間のアングラマネーなどというものはほとんど存在しないだろう。しかし日本は、そういうふうな厳しく締め上げる国であつてはならないと思ふ。

一方、アメリカは、納税者番号制度と言われるようになった社会保険の番号制度の国ですから、完全にアメリカが捕捉しているかと思つて調べてみると、どうもアメリカでも三二%ぐらいの税務徴収当局の捕捉逃れがある。これはアングラマネーとも言えると思うのですが、そうすると、一方で、それが一番極端に見えているのがイタリアである。イタリアは、国家指標を見てももう没落しかけた国のようですが、国民生活は衣食住わりと豊かである。これは、どうも伝来のイタ

リーの特徴である海外移民の送金とか、あるいは観光が大変大きな柱の国ですから、この観光客の落とす金を政府が完全に捕捉しているかということとを考えると、イタリーはどうか五〇%ぐらいは地下にもぐっているのではなからうか。

そういうことを考えてみまして、この際、わが国はもう少し、政府権力と捕捉力とそれから民間の自由な活力の源とも言える民間金融、民間経済というものをどのような関係に置くべきかについて若干の反省と検討の時期が要る、そう考えて私は延期に賛成をいたしました。(拍手)

(國務大臣安倍晋太郎君登壇)

○國務大臣(安倍晋太郎君) 昭和五十五年、自由民主党の政調会長として、当時の竹下大蔵大臣、山中税調会長とともにグリーンカード制を推進をした一人であります。しかし、その後、国民各界各層の意見を聞いてみますと、この制度が国民番号号につながる、あるいはまたいろいろのお話が出ましたように、金融のシフト等が非常な勢いで始まってくる、あるいはゼロクーポンといったような状況が出てくる、こういうことで、このまま続けていけば非常に国民生活の混乱を起こす可能性がある、こういうふうに私も考えまして、やはりグリーンカード制は再検討をすべきである、あるいはまた、これが実施を延長すべきであるということを主張したわけでございます。

その後、当自民党内において意見がまとまりまして、いわゆる自民党の議員提案として五年の延期法案が提案されました。そして今回、政府の三年延長の法案提出となったわけであります。私は、今後三年の間に、利子配当課税等につきまして税制調査会等において十分検討をされるべきものである、こういう考えのもとに賛成をいたしました次第であります。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君  
外務大臣 安倍晋太郎君  
大蔵大臣 竹下 登君  
通商産業大臣 山中 貞則君  
國務大臣 塩崎 潤君

出席政府委員

大蔵大臣官房日  
本専売公社監理 高倉 建君  
官  
大蔵省主税局長 梅澤 節男君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、去る十日、本院は、原子力委員会委員に西堀正弘君及び渡部時也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、原子力安全委員会委員に大山彰君及び御園生圭輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、中央更生保護審査会委員

に本明寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、商品取引所審議会委員に別府正夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、労働保険審査会委員に浦田純一君及び溝邊秀郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、日本銀行政策委員会委員に村上素男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、航空事故調査委員会委員に八田桂三君を、同委員に糸永吉運君、榎本善臣君、小一原正君及び幸尾治朗君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、鉄道建設審議会委員に竹田弘太郎君、山田明吉君、宮崎輝君、藤本一郎君、大和田啓氣君、松沢卓二君、八十島義之助君及び山口真弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(議席変更)

一、去る十四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議長を次のとおり変更した。

た。

(理事補欠選任)

一、去る十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 矢山 有作君(理事上田卓三君去る十月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事

和田 一仁君(理事小沢良孝君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

一〇九 川俣健二郎君

一一八 藤田 高敏君

一一九 山田 耻目君

一七八 塚田 庄平君

一七九 佐藤 鶴樹君

一八〇 横路 孝弘君

一八一 上原 康助君

一八二 河上 民雄君

一八三 枝村 要作君

一八四 武部 文君

一八五 森中 守義君

一八六 稲葉 誠一君

一八七 木島喜兵衛君

一八八 井上 泉君

一八九 阿部 助哉君

一九〇 鈴木 強君

一九一 岡田 利春君

一九二 山本 政弘君

一九三 米田 東吾君

一九四 長谷川正三君

一九五 上坂 昇君

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

地方行政委員会

理事 中山 利生君(理事染谷誠君去る十日

理事 辞任につきその補欠)

社会労働委員会

理事 堀田 晋君(理事米沢隆君去る一月

二十五日委員辞任につきその補欠)

懲罰委員会

理事 飛鳥田一雄君(理事山花貞夫君去る四

月二日委員辞任につきその補欠)

理事 田中 六助君(理事田中龍夫君去る十

一月二十七日委員辞任につきその補

欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山口 敏夫君

補欠

橋崎弥之助君

外務委員

辞任

北村 義和君

補欠

正示啓次郎君

玉沢徳一郎君

澁谷 直蔵君

林 保夫君

竹本 孫一君

澁谷 直蔵君

玉沢徳一郎君

正示啓次郎君

北村 義和君

竹本 孫一君

林 保夫君

商工委員

辞任

城地 豊司君

補欠

岩垂壽喜男君

岩垂壽喜男君

城地 豊司君

建設委員

辞任

関 晴正君

補欠

関田 利春君

関田 利春君

関 晴正君

環境委員

辞任

永末 英一君

補欠

春日 一幸君

春日 一幸君

永末 英一君

予算委員

辞任

澁谷 直蔵君

補欠

津島 雄二君

正示啓次郎君

奥田 幹生君

稲葉 誠一君

小野 信一君

岩垂壽喜男君

城地 豊司君

関田 利春君

関 晴正君

竹本 孫一君

関田 正勝君

正森 成二君

山原健二郎君

奥田 幹生君

正示啓次郎君

津島 雄二君

澁谷 直蔵君

小野 信一君

稲葉 誠一君

城地 豊司君

岩垂壽喜男君

関 晴正君

関田 利春君

関田 正勝君

竹本 孫一君

決算委員

辞任

橋崎弥之助君

補欠

山口 敏夫君

懲罰委員

辞任

春日 一幸君

補欠

永末 英一君

永末 英一君

春日 一幸君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

上坂 昇君

補欠

野坂 浩賢君

野坂 浩賢君

上坂 昇君

科学技術委員

辞任

笹山 登生君

補欠

栗原 祐幸君

予算委員

辞任

栗原 祐幸君

補欠

今井 勇君

野坂 浩賢君

上坂 昇君

山原健二郎君

正森 成二君

上坂 昇君

野坂 浩賢君

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付け

に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

通信委員会 付託

(議案通知書受領)

一、去る十六日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年二月十日

衆議院議長 福田 一殿 隆

内閣委員長 橋口

昭和五十八年二月十八日 衆議院会議録第七号

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年二月十日

衆議院議長 福田 一殿 田村 良平

地方行政委員長

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、労働関係の基本施策に関する事項

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年二月十日

衆議院議長 福田 一殿 利幸

社会労働委員長

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る告示の施行期日の延期に関する質問主意書(岩佐恵美君提出)

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出新しい交通事故態に対応する交通安全対策に関する質問主意書

新しい交通事故態に対応する交通安全対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年一月二十五日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 福田 一殿

新しい交通事故態に対応する交通安全対策に関する質問主意書

昭和四十五年に死者一六、七六五人、負傷者九八、〇九六人を生じてピークに達した交通事故は、交通安全対策基本法の制定を始めとする官民

挙げての努力により、九年連続の減少を記録し、昭和五十四年には、事故死者をピーク時のほとんど半減と言え、四六六人にまで抑止することができた。これは国際的にも高い評価を得たほどの大きな成果である。

しかしながら、死者数が翌五十五年から再び増勢に転じ、八、七六〇人と前年比二九四人増、五十六年は八、七一九人でわずかに減じたものの、五十七年には九、〇七三人(前年比三五四人増)を数え、昭和五十一年以来の九千人台に達した。負傷者についても、昭和五十二年の五九三、二二一人を底として、五十三年五九四、一一六人、五十四年五九六、二八二人、五十五年五九八、七一九人、五十六年六〇七、三四六人、五十七年六二四、九七四人と毎年増加を続けており、ことに、ここ一、二年の上昇傾向が顕著である。

このような交通事故の増勢を「第二次交通戦争」と呼ぶ向きもあり、交通安全は改めて真剣に取り組むべき国民的な課題になっている。ここにおいて着目すべきは、現在の道路交通状況は、かつてと異なる新しい事態を迎えているという点である。即ち、昭和四十五年をピークとする交通事故は、自動車の急激な普及による「第一次モータリゼーション」を背景とするものであった。しかるに現今は、石油ショックを契機に急増した自転車、原付自転車、二輪車を加えて、「第二次モータリゼーション」が進行しているものであり、事故の増勢はこの現象に対する不適応、混乱にあるととらえることができる。

この新しい交通事故態に対応して、効率性をも重視した「新しい交通の秩序づくり」が求められているのであり、更に、事故防止にあつては、長・中

朗読を省略した議長の報告

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号

朗読を省略した議長の報告

一二六

期的な観点から、これまでの交通安全諸対策を総合的に見直し、官民共に新たな対応策を生み出していくべきときと考える。

それにはまず、現出している新しい混合交通事態を直視することである。国民の交通需要が自転車、二輪車、小型車両等ヘシフトし、多様性を増してきたことは、石油危機後の省エネルギーという社会的要請にもかない、低成長経済下では自然な選択であると認識したい。道路交通に参加する形態は、歩行者としてから大型トラックに至るまで大、小さきまでであるが、いずれも平等の市民権を持つものとして認められなければならない。

道路交通を見る目は、従来とかく自動車と歩行者を中心にしがちであつたが、このような前提に立つて、新しい交通事態を見つめ、道路整備や安全施設といったハード面から、法規や規制の在り方、交通安全教育といったソフト面に至るまで、新しい視点から見直してみる必要がある。

道路については、先進各国では、混合交通に対応する新しい形の道路整備が既に早くから実現しているし、交通参加者がその特性に応じて安全に利用できる仕組みづくりが先行している。

例えば、オランダのデルフト方式、西ドイツの歩車共存道路、自転車とモペッド併用の特別信号燈の設置（ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、スウェーデン）、自転車とモペッド併用の専用道路の建設（デンマーク、フランス、スイ

ス、イタリア、オランダ、スウェーデン）等。我が国においても、このような方向に沿ひ、第三次特定交通安全施設整備事業五カ年計画でコミュニティ道路を建設し、居住環境整備事業では、新しい生活道路の整備を進めているが、更に新たな試みが種々在り得るものと考ええる。

交通安全教育については、第三次交通安全基本計画において、その重視を打ち出し、学校においても幼・小・中・高一貫した交通安全教育の充実を促しているが、その実際はまだ緒に付いたばかりという声を聞く。四輪運転者教育、二輪運転者教育としても、混合交通の場で安全な運転者たらしめるために一段の見直しが必要である。

国民皆免許時代と言われるようになった今日、従来、とかく規制と取締り、と言われてきた交通マネジメントの方向も転換期を迎えており、運転者を含めた全国民の安全に対する自覚と責任感とをいかに高めていくかという課題に、行政当局は真正面から取り組むべきであると考える。

このような背景の下に、これからの交通政策は「国民の共感と納得を得る」施策を打ち出していく必要がある。私は、本問題を関係委員会で繰り返し指摘してきたが、いまだに納得できる答弁を得ていないので、改めて交通安全対策の健全な確立を目指す立場から、次の事項について質問する。

一 右に述べたような状況、即ち、新しい混合交通時代の中で自転車、原付自転車、二輪車、原

付四輪車（50ccミニカー）等をどのように位置付けるか、また、それらに対する道路や設備についてどのような方策を考えているのか、明らかにされたい。

二 現代社会においては、国民生活のすべての部分で交通とかわらぬところは無く、全国民が交通社会の一員として、できるだけ高度な知識と教養を同じレベルで習得することが必要である。

歩行者事故では、運転免許を持たぬ人が被害者となる率が極めて高いことから考えても、免許を保有するということ、即ち交通の場においてルールとマナーを守り、かつ、自分自身を守ることに結び付いていると思われる。

ところで、我が国における免許制度は現在もなお国民の資格をチェックし、総量を規制するという一面を持つている。これからの考え方としては、交通社会への参加を望む国民にできるだけ門戸を広く開いて、自他の安全を確保できる運転者への「人づくり」を制度の基本とすべきであると考える。

ことに、二輪車の免許取得に当たっては、大型三輪免許取得を厳しく抑制している上に、最近段階的取得への行政指導が各県で行われ始めている。この施策により少年（十六、十七才）の免許取得希望者は大幅に減少するものと予測する向きもあり、二輪車経験を終ずに四輪車に

移行することの交通安全教育上の損失が危惧されている。段階別指導を今後とも続けていく考えかどうか、見解を求める。

三 交通事故の主要因は、運転者自身の問題がほとんどである。運転者教育機関としての自動車教習所の役割は極めて重要であるが、新しい混合交通時代に参加する運転者の責任感と自覚を高めるための教育が、果たしてどの程度行われているのか。また、その教育方法や内容について見直すべき時期にきているのではないだろうか。

例えば、気象・地域等による違いに対応するための生きた実践教育がなされているのか。講習の中身が画一的な内容や方法にこだわり過ぎるきらいがないか。ほんとうに民間の教習所の活力を生かすための行政指導として、教育現場の創意工夫などの意欲を生かしていく方法を探っているのか。

ついにながら、日本の教習設備等は先進国の中でも優れていると言われているが、一方運転免許取得のための時間・費用等負担が大変高いと言われている。この項目立つ短期合宿による運転免許取得のための教育などその矛盾の現われと憂慮するものであるが、政府の見解を併せて伺いたい。

四 学校等における交通安全教育に関して  
今や交通安全教育は国民の義務教育の重要な

要素として効果的なカリキュラムが組まれ、実践されなければならないが、その行き着くところの理想像は、たとえ運転はしなくとも、免許取得可能年齢に達したすべての人々が、学校教育や専門教育機関を通して運転免許を取得できる程度の教育機会を持つことである。

1 第三次交通安全基本計画に示されているように、今後は幼時期からの一貫した交通安全教育の充実が必要とされているが、その後関係諸機関の推進状況はどのようになっているのか。

2 交通安全教育の在り方は、先進諸国に見られるように、幼児期からの発達段階に応じ、また、交通社会への参加形態も歩行者から自転車、二輪車、自動車へと発展する段階を踏んだ実践的な教育を行うことが望ましい。

日本では、中・長期計画として具体的にどのような方法を考えているのか。特に幼児から小・中学校における対応についてはどうか。

3 文部省の「指導要領」、「安全指導の手引き」等制度的な枠組みは、かなりの程度整っているが、学校内の交通安全指導の実態は、形式に流れ、指導者の意欲も近年減退してきているのではないか。

4 西ドイツに見るように、文部大臣の指示による学校内教育体系の整備と実施方法を早急

に実現させる時期と思われる。交通安全教育は生きた教育であり、相互に自他の安全を守るといった基本的な人間教育を入れて行うことが、現在社会問題化している青少年非行への対応にもなると思えるがどうか。

5 「三不運動」に見る教育機会の排除と管理強化の方策は、青少年に不信、不満を与えるのみか、隠れ乗りや、締め付けの抜け道探し等の悪質な行為を助長させることになり、非建設的な方策であると思われるが、これについて政府の見解を伺いたい。

五 交通事故防止の観点から細街路対策をどう考えるのか。

現行の道路交通法は、基本的に歩車分離を原則としている。しかし、現実の道路空間を見ても、細街路のように分離できない所が多く、新しい秩序づくりが求められている。既に日本でも民間の地域開発において採用されているが、住宅地域の歩車共存道路の促進は今後も進めていくべきだと考えているのか。また、その推進に対する問題点を検討しているのか。

(1) 自転車と原付自転車の併用信号燈の設置

(2) 自転車と原付自転車の併用道路の新設  
また、被視認性向上による二輪車事故対策としての

(3) 安全衣類(蛍光性と反射性)の普及促進  
(4) 昼間点灯の実施  
等をどのように考えているのか、政府の具体的な見解を伺いたい。

六 交通規制に関して

1 物理的な理由による大型トラック等の乗り入れ規制や通行禁止などは理解できるが、暴走族対策としての二輪車の都心乗り入れ規制や通行禁止には問題がある。二輪車の交通自体を排除することが基本にある対策は、国民の共感と納得を得るものとは言い難い。

交通手段としての二輪車の位置付けから見ても、不平等であり、見直すべきではないか。

2 交通事故並びに交通渋滞対策の観点から、路上の駐車規制について見直すべきときである。

現在の都心内全面駐車禁止規制は、実情に合わないばかりか、運転者に規制への不信をいだかせるような事態を招いているように思われる。取締りや規制だけでは、道路の好ましい利用は望めない。運転者の共感を得、自覚を高めるような駐車の在り方とその指導を考えるべきときである。

更に、最近の宅配・集配等に見られる物流の増大を考えると、路上における合理的な駐車政策を抜本的に見直すべきであると考えらるがどうか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆議九八第四号

昭和五十八年二月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員草川昭三君提出新しい交通事態に対応する交通安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出新しい交通事態に対応する交通安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

現在の道路交通は、各種車両が混在して走行している状況にあり、特に自転車、原動機付自転車等については、身近な交通手段として、今後とも幅広く利用されていくものと認識している。このような道路交通の実態に即し、歩行者やそれぞれの車両が安全で円滑に通行できる道路交通環境を整備する必要があると考えている。

これまでこのような観点から道路交通環境の整備に努めてきたところであるが、現下の厳しい交通情勢に対処するため、更にその整備等の施策を積極的に推進してまいりたい。

二について

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

現在の運転免許制度は、今日の交通社会において運転者としてふさわしい者に広く門戸を開き、また、これらの者に対する運転者教育を充実することにより、交通の安全の確保を図っているものである。

いわゆる自動二輪車免許の段階的取得に関する指導は、最近の自動二輪車に係る交通事故の増加にかんがみ、自動二輪車免許を取得しようとする者に、比較的運転が容易な小型自動二輪車の走行経験を積ませた上で、高性能の自動二輪車を運転させようとするものである。この指導は、自動二輪車運転者の教育の充実に資し、かつ、交通事故防止上の効果も期待できるものであると考えている。

### 三について

初心運転者の養成機関である指定自動車教習所の教習は、道路交通の実情に的確に対応していることが必要である。この点にかんがみ、その内容や手法については、常に広く関係者の意見を聴きながら検討を加えているところである。

また、現在定められている教習の内容及び時間数は、いずれも現今の道路交通情勢の下では必要不可欠なものであると考えるが、教習期間については、運営の合理化を行うことにより教習生の負担の軽減が図られるよう指定自動車教習所等を指導してまいりたい。

なお、いわゆる合宿教習については、教習内

容等が適切さを欠くことのないよう指導してまいりたい。

### 四について

1及び2 交通安全教育は、心身の発達段階等に応じ、生涯にわたって計画的、継続的に行われることが大切である。

幼児の交通安全教育については、交通安全に必要な習慣や態度を身に付けさせることを主なものとして、幼稚園や保育所等における教育・保育、家庭における幼児の保護と教育及び地域組織による指導を通じてその充実に努めているところである。

学校における交通安全教育については、児童・生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、安全に行動できる態度や能力を養い、健全な社会人の育成を図ることをねらいとして、学校の教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行うこととされており、指導資料の作成、教員の指導力の向上等を通じてその改善充実に努めているところである。

また、家庭、地域、職場における交通安全教育についても、地域の実情等に応じ、母親、子供、老人、運転者等に対し正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけること等を主なものとして、各種民間交通安全組織等の活動に対して積極的な指導協力を行うとともに、社会教育施設等における交通安全のた

めの諸活動を積極的に推進しているところである。

3 学校における交通安全教育については、安全指導の手引等の指導資料を作成し、これらの趣旨の徹底を図っているほか、毎年度安全研究学校を設定して、重点的に安全指導の在り方について調査研究を行い、その成果の活用により安全指導の充実を期するとともに、必要な教材に関する調査研究を実施するなど安全指導の徹底に努めている。

また、教員についても、従来から毎年度行っている学校安全協議会のはか、昭和五十七年度から新たに交通安全教育指導者養成講座を開設し、指導者である教員の資質の向上に努めているところであり、今後とも学校における交通安全教育の一層の改善充実を図っていくこととしている。

4 学校教育は、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指して行われており、学校における交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に立つて、身近な交通環境における様々な危険に気付いて的確な判断の下に安全に行動できる態度や能力を養うとともに、交通安全の一員として、その責任を自覚し、自己の安全のみならず、他の人々や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成することを目指しているところであ

る。

5 二輪車の運転に関するいわゆる「三ない運動」のような規制については、現在の交通環境等を踏まえ、学校として、その実情に応じた交通安全教育を未然に防ぐために、また、生命を大切にするこの意義を認識させるためにこれを行うことは、現実的な対応としてやむを得ない措置であると考えている。

しかし、生徒及びその父母の十分な理解なしに、一律にこうした措置がとられることは、教育上好ましいことではなく、「三ない運動」のような規制を行う場合には、生徒やその父母に対してその教育上の意義を十分周知させ、その理解を得るといふ配慮が肝要であると考えている。

なお、高等学校においては、生徒自らが交通社会の一員としての責任を自覚し、良き社会人として必要な資質を身に付けることを目指し、交通安全教育の一層の充実に努めているところであり、前述のような規制を行いつている場合においても、交通安全教育を徹底するよう、学校設置者に対し指導しているところである。

### 五について

細街路等の生活道路においては、通過交通を排除し、歩行者等の安全と生活環境の保全を図るとともに、地域住民に係る自動車の通行と歩

行者等の安全な通行との両者を確保し得る道路  
交通環境の整備を図ることが必要である。

このため、都市内の住宅地域等を中心に生活  
ゾーン規制を実施するとともに、「コミュニティ  
道路」の整備及び居住環境整備事業を推進して  
いるところであるが、今後とも生活道路におけ  
る交通安全対策を一層推進してまいりたい。

(1)及び(2) 自転車と原動機付自転車の併用信  
号灯や併用道路を設けることについては、  
交通安全の見地等から慎重に検討しなければ  
ならないと考えている。

(3) 二輪車運転者の視認性を高める服装等の  
着用については、今後ともその普及促進に  
努めてまいりたい。

(4) 二輪車の昼間点灯については、現在一部  
の府県で試験実施しているところである  
が、その効果の有無等を見定めた上で、実  
施の可否について検討を進めてまいりた  
い。

六について

1 二輪車の通行禁止規制等は、交通規制区域  
内等の交通事故の防止、又は、騒音等の交通  
公害の防止の観点から行っているところであ  
る。

このような交通規制の実施に当たっては、  
区域、道路の区間、時間帯等を限定して必要  
な範囲内で行い、業務上等やむを得ない車両

については通行許可証を発行するなどの配慮  
に努めているところであるが、今後とも交通  
事故の発生状況等を勘案し、その適切な実施  
を図ってまいりたい。

2 都市部における駐車禁止規制は、交通事  
故、交通渋滞の防止を図り、併せて自動車交  
通量の抑制にも資することを目的に実施して  
いるところであるが、業務上の駐車需要の多  
い場所等については、パーキング・メーター  
を設置するなど必要最小限の駐車需要を満た  
す措置を講じている。

今後とも駐車実態と駐車による交通の障害  
等の発生状況を踏まえ、関係者の協力も得つ  
つ所要の対策を推進してまいりたい。

右答弁する。

去る十五日(火曜日)は、午後一時本会議開会の  
予定であつたが、会議を開くに至らなかった。

昭和五十八年二月十八日 衆議院會議録第七号

一三〇

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五二四二(大代)  
〒 105

定価  
一〇部  
一〇円